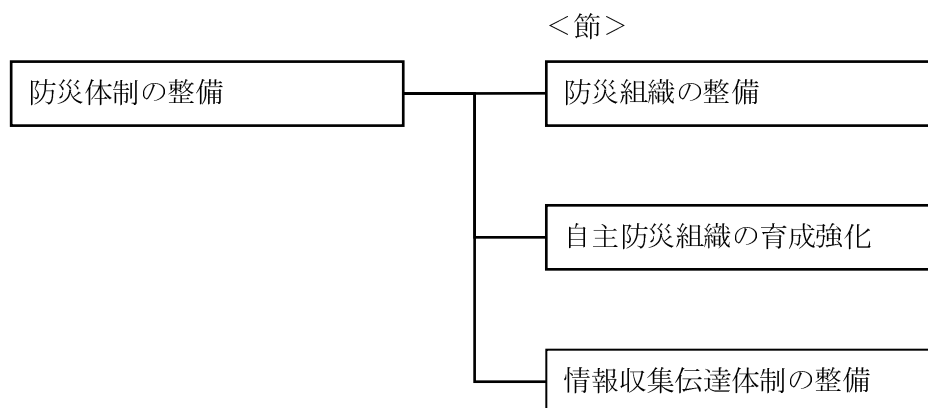


第2部 災害予防計画

第1章 防災体制の整備

章の体系



第1節 防災組織の整備

[くらし安全環境課、町各課、各防災関係機関]

方針

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平素から地震防災に関する組織および活動体制の整備に努め、連携して災害予防効果を高める。

現況

町は、関係法令等に基づき、「町防災会議」、「町水防協議会」を設置し、防災に係わる専門的な調査・研究体制を構築している。

また、町災害対策本部の活動に直結する具体的な方策を今後も十分検討するため、本計画に基づき細部にわたって有事の際の対応策を、平素から確立しておく必要がある。

計画

1 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、町の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織および事務分掌について毎年検討を加え、必要がある場合は是正する。

2 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる具体的計画をあらかじめ立案し、関係所属や関係機関との調整に努める。

3 専門委員会等の設置

「町防災会議」、「町水防協議会」を通じて、専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取、各班務としての災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取り組みとしていく。

特に、次の事項についての計画を策定する。

- (1) 職員動員配備計画
- (2) 応援要請計画
- (3) 通信計画
- (4) 広報計画
- (5) 避難・収容計画（要配慮者対策を含む。）
- (6) 医療・救護計画
- (7) 輸送確保計画
- (8) 災害時における物資等の調達計画

- (9) ライフラインの確保に関する計画と連絡会議の定期的な開催
- (10) 災害廃棄物の保管・処理計画
- (11) その他、災害対策上の有効な手段の確保

4 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂などを行う。

5 防災関係機関の組織整備・改善への働きかけ

町は、地震災害対策の円滑な整備・推進と防災施設等の効率的な設置・運用を図るために、防災関係機関との綿密な連携を図り、必要に応じて防災関係機関の防災体制について整備、改善等を積極的に働きかける。

6 多様な団体・組織との連携を含めた受援体制の整備

大規模地震に伴う甚大な被害が発生した場合、県内外の広域応援組織やボランティア・NPO等、多様な団体・組織から人的・物的支援が行われることが予想される。これらの支援を効率的かつ効果的に受けることができるよう、県とも調整の上、災害応急対策に必要な人員、備蓄物資、車両等について、受援計画を策定する。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとして、感染症対策を考慮した適切な空間を確保するとともに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、他自治体や民間等との災害時応援協定の締結を推進するとともに、既に締結している協定も含め、協定相手先と調整して連絡窓口や依頼手続き等について平時から明確にしておく。

7 個人情報の取扱い

様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について検討する。

第2節 自主防災組織の育成強化

[東近江消防本部・団、くらし安全環境課]

方針

住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚および災害時における人命の安全確保を図る上で重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。
(災害対策基本法第5条第2、第7条)

1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や災害時における出火防止、初期消火、被災者の救出および安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業、被災地の社会秩序の維持（防犯対策等）等について、地元消防機関等の公共的団体と協力して応急救助活動を実施する。

2 組織の整備拡充

「自主防災組織活動マニュアル」（滋賀県）に基づき、地域住民に対し自主防災組織の設置の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求め、組織の整備拡充を図る。

3 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

現況

町内には、現在、自主防災組織として、自治区や集落単位で自主防災組織、自衛消防団などが設置され、次の活動が行われている。このうち、自主防災組織内の自警団の班長および団員は、町消防団の班長および団員を兼ねており、町消防団との連携を深めている。

自主防災組織 37組織（令和6年1月1日現在）

自衛消防団 40団

- 1 火災時における消火活動
- 2 年末年始における防火・警戒活動
- 3 地震災害等における活動

- 4 火災予防活動
- 5 その他

計画

1 住民の防災意識の高揚

防災意識の高揚を図るため、パンフレット・ポスター・広報誌の作成・発行、座談会・講演会の開催、防災訓練の実施、防災行政無線放送による啓発等に積極的に取り組む。

2 自主防災組織の単位

住民が、自主的な活動を行う上で、問題点が生じないように各行政区や集落単位で行う。

3 既存組織の活用および指導等

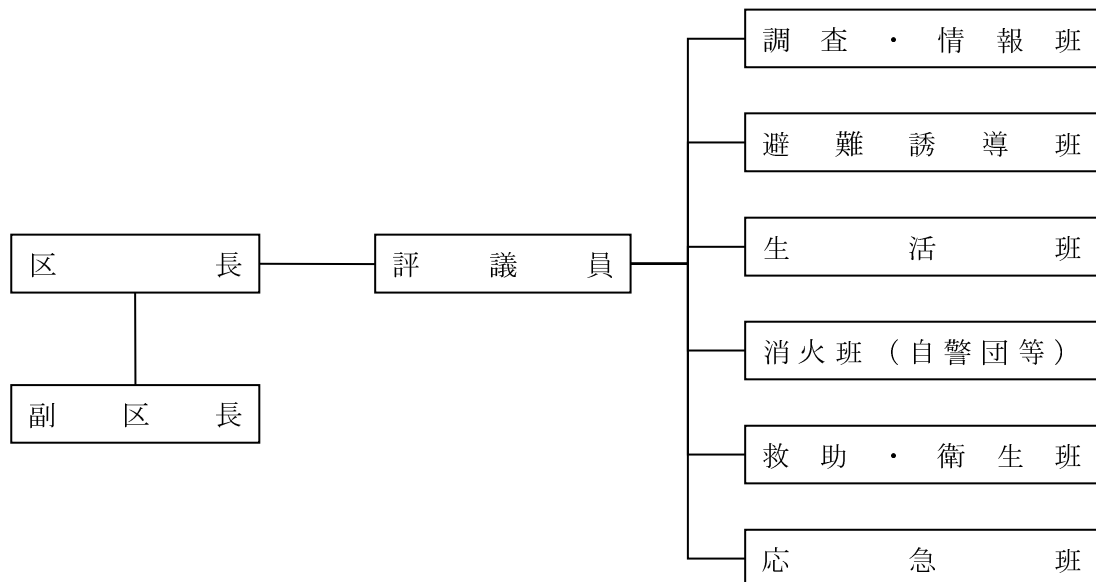
現在、特設消防等の組織がある所は、有効に活用し、町は運営、防災資機材、訓練等に対する指導・助言を行う。今後とも、自主防災組織、自警団と町消防団の連携を深めていく。

自主防災組織等の育成・強化を図るためには、組織の核となるリーダーが必要であることから、リーダー育成のための講習会を実施するなど、これらの組織の日常化、訓練の実施に努める。その際、女性の参画の促進に努めるなど、幅広い対象に呼びかけを行うものとする。

4 自主防災組織の内容

各行政区や集落の規模により、活動計画を定めておく。

(1) 組織の編成例示



(2) 役割および活動内容の例示

ア 調査・情報班

災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集と関係機関への伝達および被災地区の点検

イ 避難誘導班

避難場所の安全確認、逃げ遅れの確認および避難誘導

ウ 生活班

備蓄品の確認、管理、炊き出し実施および配水、救護物資の配分の協力（消防団等）

出火防止の広報、火災の警戒および初期消火活動

オ 救助・衛生班

負傷者の救助活動、負傷者の応急措置、移送および防疫について関係機関に協力

カ 応急班

破損した家屋等の応急修理

5 自主防災計画（地区防災計画）の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、次の事項を記載した防災計画を定めておく。

- (1) 地域住民は、その周辺および危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (3) 自主防災訓練ができるよう、その時期内容等についてもあらかじめ計画をたてて、町が行う訓練に積極的に参加すること。
- (4) 防災機関、本部、各班および各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (5) 出火防止、消火に関する役割、消火用・その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (6) 避難場所、避難道路、避難伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (8) その他、自主的な防災に関すること。

6 施設・企業の自主防災計画

学校、診療所等多くの者が出入りし、または利用する施設、高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設、および石油、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設、または多人数が従事する工場・事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ防災計画をたてておく。

特に企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

このため、町は県等とともに、企業のトップから一般社員まで防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を

図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業、事業所の敷地・建物を災害時における避難場所として提供するなどの協力や地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 対象施設

- ア 学校、旅館、ハーティーセンター秦荘、診療所等多数の者が利用または出入りする施設
- イ 高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設（社会福祉施設等）
- ウ 石油類、高圧ガス等を製造・保管および取り扱う施設
- エ 多人数が従事する工場・事務所等で自主防災組織を設け、災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- オ 複合用途施設、利用（入居）事業所が共同である施設

(2) 組織設置要領

- ア 事業所の規模・形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約および防災計画をたてておく。

(ア) 役員

防災責任者およびその任務

班長およびその任務

(イ) 会議

総会

役員会

班長会 等

イ 自主防災計画

災害を予防し、または災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるようあらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておく。

(ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。

(イ) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ防災計画をたてて、かつ町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。

(ウ) 防災機関、本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。

(エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用・その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

(オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。

(カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。

(キ) 地域住民との協力に関すること。

(ク) その他、自主防災に関すること。

なお、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、上記（カ）の避難計画について、施設毎の規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）を反映した内容となるよう配慮する。

（3）安全確保のための施設整備

企業、施設所有者等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第3節 情報収集伝達体制の整備

[くらし安全環境課、東近江消防本部、町各課、各防災関係機関]

方針

町および各防災関係機関は、震災や各種災害関係の予警報の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等、災害応急諸活動の動脈となる有線通信施設および無線通信施設について、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努め、その運用の効率化、施設の整備拡充および機器の改善を図るとともに、保守管理を徹底し、非常通信ネットワークの万全に努め、災害情報の収集、伝達体制を確立する。

特に、無線通信施設の整備強化および無線従事者の確保を図る。

現況

現在、本町において次の有線・無線の通信手段の利用が可能である。

1 有線施設

- (1) 一般加入電話
- (2) 災害時優先電話

2 無線施設

- (1) 町防災行政無線（固定局）
- (2) 滋賀県防災行政無線、滋賀県衛星通信
- (3) 携帯電話・メール

計画

地震による被害を軽減するためには、迅速かつ正確な情報の伝達を図ることが重要であり、この中で電話の果たす役割は非常に大きい。このため、災害時優先電話を配備し、緊急通信手段の確保を図る。

また、災害時に電気・電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、防災行政無線（固定局、戸別受信機を含む）の拡充を図るとともに、その他の無線通信設備の整備を図る。

1 機器の整備

- (1) 町防災行政無線（固定局）

町は、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、避難地の応急対策を円滑に実施するため、平成28年度に町防災行政無線（固定局）をデジタル化に更新し、拡充を図った。（屋外拡声装置 44局 再送信子局装置 1局）

(2) 町防災行政無線（同報系）

町は、地域住民に対する情報提供を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線の完全無線化と各家庭への同報系無線受信機の整備を図る。

(3) J-ALERT の活用

災害発生直前または発生直後の緊急な情報収集において、J-ALERTを積極的に活用するため、関連設備の整備、維持を図る。さらに、受信機を防災拠点や学校などにも設置して情報伝達体制の強化を図る。

(4) 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

防災関係機関は、情報連絡に用いる電話について、必要に応じ、災害時の電話の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」の配備を行う。

(5) 防災相互通信用無線の整備（全国市町村共通波）

町および防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の整備を図る。

また、関係機関相互の運営を円滑に行うため、運営協議会等を整備し、通信統制等の運用体制を明確にして、災害時に機能を発揮できるようにする。

(6) 緊急警報放送の受信機器の整備

一刻を争う災害情報の受信体制については、くらし安全環境課に各放送局からの緊急警報放送の受信機を整備し、災害時の初動体制を確立する。

(7) 各種防災情報システムの整備

防災関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに整備計画を作成し、資機材等の整備を行う。

(8) 孤立する恐れのある地域との情報連絡手段の確保

災害時に孤立するおそれのある地域の住民との情報連絡手段として、衛星携帯電話等による双方向の情報連絡体制の確保に努める。

(9) その他、最新情報通信関連技術の導入

被害情報および関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 既設有線通信施設等の点検・整備

各施設管理者は、有線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

(1) 設置に当たっては、災害時に最も被害の少ない取付位置を選定する。

(2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定させる。

(3) 停電時に備え、予備電源を設置する。

(4) 不良箇所発見の場合は、直ちに修理を行う。

(5) 作動状態、老化状況等を常に監視し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

3 既設無線通信施設等の点検・整備

各施設管理者は、無線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 災害時には、経験豊かな無線従事者を配置できるような体制を整備する。
- (2) 停電時に備え、予備電源を設置する。
- (3) 送受信機、電源装置、空中線の点検および清掃等に配慮し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

4 防災アプリの導入検討

被災者に対する防災情報等の提供、安否確認、指定避難所におけるニーズ把握等の他、防災行政無線に代わる町内の情報伝達ツールとしても活用できる防災情報発信アプリの導入を検討する。

5 通信体制の整備

(1) 無線従事者の確保

町は、町職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。

(2) 民間との協力協定の促進

町は、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、防災行政無線放送による住民への情報提供を実施し、災害時の協力体制の整備を図る。

(3) 関係機関との連携による情報収集連絡体制の構築

災害の発生時またはその恐れがある場合に、有線通信を利用することができないか、またはその利用が著しく困難な場合に、電波法第52条に規定する非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会との連携の強化に努める。

町、県および防災関係機関は、非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努めるとともに、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。

(4) マスメディア・インターネットの活用

ア マスメディアとの連携体制の構築

災害時には、被災者や町民に対して的確な情報を正確に伝達することが必要であり、平常時からマスメディアとの連携体制を構築する必要がある。

このため県は、日本放送協会と民間放送各社との間で「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」ならびに、この協定に基づき日本放送協会と緊急警報放送の放送要請に関する覚書を締結しているほか、在阪テレビ局4社ならびに新聞10社との間で「災害時等における報道要請に関する協定」を締結している。こうした連携体制を有効に活用する。

イ インターネットの活用

(ア) 広報計画等に基づき、災害時にインターネットにより発信する情報内容、様式の整備および情報収集システムの整理と情報提供ルールを明確にし、災害発生初期段階から時間の経過に応じて必要な情報を的確に提供できる体制の整備に努める。

(イ) 機器の転倒防止等の耐震性の向上や電源確保等の防災対策を進めるとともに、災害に強いインターネット接続環境の確保を図る。また、インターネットサーバー機器が被災した場合に備え、県試験研究機関等設置のインターネットサーバー等による情報提供等バックアップ体制の整備を図る。

(ウ) 機器の設定、情報の入力等ができる人材の育成や確保に努める。

ウ 情報伝達手段の多重化・多様化

町は、既に導入しているタウンメールを活用するとともに、テレビの緊急警報放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、町公式LINE等を活用して、災害や避難に関する情報伝達手段の多重化・多様化に努める。

(5) 衛星携帯電話の整備

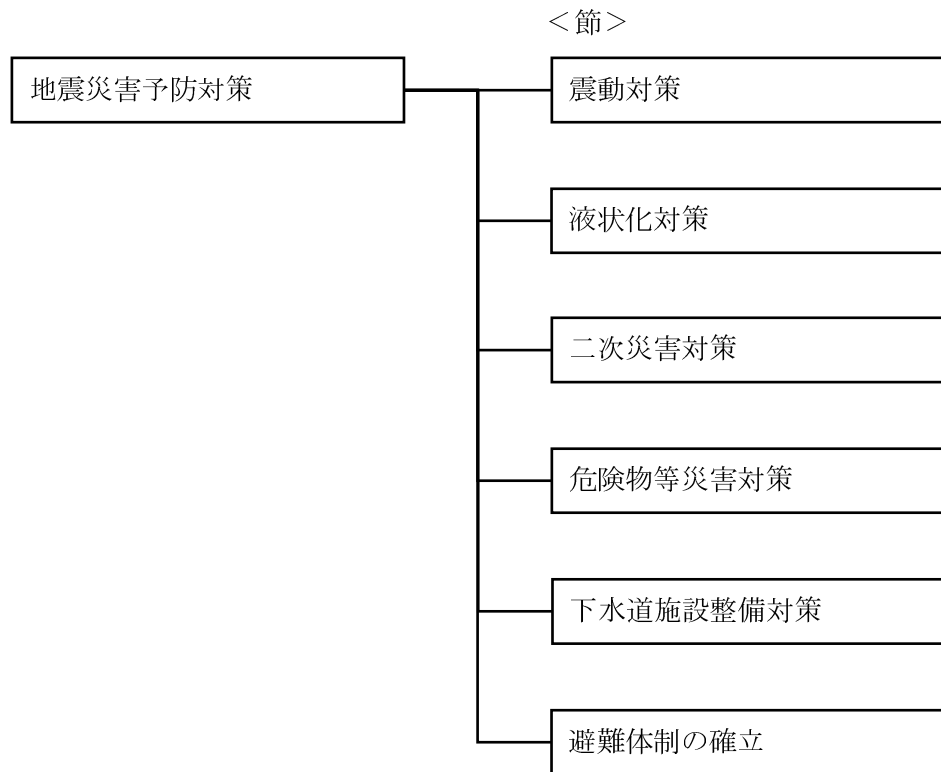
通信が途絶している地域で職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時および途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の実施に努める。

6 重要情報の保全

町の一般業務において電子データを用いる比率が高まっている。しかし、災害時に電子データが失われる可能性が高いため、データ喪失に備え重要情報に関する電子データのバックアップを行い、外部データセンター等に保管する機能の充実強化を図る。また、災害時の円滑な復旧・復興のため、土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全にも努める。

第2章 地震災害予防対策

章の体系



第1節 震動対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

地震時の揺れ（震動）を防止することは不可能であるから、震動に対して、人的および物的な被害を軽減するように努める。

現況

本町は、平成8年度に地震災害に関するアセスメント調査を実施し、その結果、直下型地震を想定した場合には、本町では、震度5弱ないし震度6強が考えられる。

地震時には、震央距離や地盤の状況（岩盤、洪積層、沖積層、液状化層）等により、地盤震動（震度）が異なる。

地震動による危険性として、落下・倒壊物が考えられ、狭小道路沿いのブロック塀や商店街等の看板等の落下物が多い。

計画

1 構造物の耐震化

地区ごとの地盤の震動特性を把握した上で、新たに建設する場合には、この特性を勘案した耐震性構造物を建設し、また既設の構造物については、耐震性の診断・補強を促進する。

なお、対象となる構造物は、用途、機能別に以下のものである。

- (1) 建物およびその附属施設
- (2) 土木構造物（道路・橋梁・堤防・鉄道等）
- (3) ライフライン関連施設（上下水道・電力・ガス・電話）
- (4) その他、特殊構造物等

2 落下物などの除去

従来の地震災害による死亡原因は、家屋倒壊や火災によるものが多かった。しかし近年は、宮城県沖地震、阪神淡路大震災などに見られるように、ブロック塀等の倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下等による死者が増大している。地震時に倒壊、落下、転倒して人的被害を与えるおそれのある物に関して、事前にその除去や防止のための改良、工夫を促進する。

第2節 液状化対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

液状化の危険性の高い地域では、可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

現況

液状化現象は、ゆるく堆積した砂地盤で、地下水位が高い（浅い）地域に起きやすい。防災アセスメント調査で液状化判定を行なったが、東円堂、愛知川、豊満、長野東、長野西、軽野、蚊野外、沖、宮後の集落では、液状化発生の危険性は高い。

計画

1 液状化発生の防止

- (1) 敷地に排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くないように配慮する。
- (2) 敷地がゆるい砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土（粘土・礫）を混ぜ合わせるなど、地盤改良を行う。
- (3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

2 構造物被害の防止

- (1) 構造物基礎を杭基礎、または鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎等にする。
- (2) 建築物は、平面の細長い形や複雑な形を避ける。

3 液状化対策の推進

県下では湖岸および旧河川敷を中心に軟弱地盤が分布し、大規模地震が発生すると地盤が液状化する危険性がある。県では、昭和57年より地震対策研究事業を実施し、既存のボーリングデータを収集しデータベースを構築し、調査研究結果の報告書を関係機関に配付している。

この調査の結果として、液状化危険度が高いとされた地域や今後新たな科学的知見やデータが得られた場合においては、具体的な工事実施の際に、より慎重な調査を行い、適切な対策を講じるよう努めることとする。

第3節 二次災害対策

[東近江消防本部・団、くらし安全環境課、建設・下水道課、県土木交通部]

方針

大地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊等の直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することもあると考えられる。

- 1 堤防や堰堤の決壊による水害
- 2 斜面崩壊等による土砂災害
- 3 雪崩等の雪害
- 4 地震に伴う火災
- 5 危険物等による災害
- 6 人心動乱によるパニック現象

こうした二次災害の防止のため、町防災計画（震災編）の災害予防対策を実施するなかで、震災予防に対する措置を強化して震災予防に努める。

現況

一般的に各種災害の予防対策を実施しているが、特別に震災予防を考慮した対策は行っていない。

地震時の二次災害で最も危険性が高いのは、集落の延焼火災であるが、町において、既往地震による火災の記録は、特にない。しかし、本町の集落地は、木造家屋の密集地区が比較的存在し、延焼火災の危険性は低いとはいえない。

計画

延焼火災に対する震災予防計画は、以下のとおりである。

1 出火の予防

地震時に多発が予想される出火の危険性を排除するため次の対策を推進する。

- (1) 各種講習会の開催や起震車の活用、広報媒体等を通じた住民への出火防止知識や技術の普及
- (2) 耐震安全装置付ストーブやマイコンメーターの普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進、ストーブ等の周囲にある可燃物除去の励行等、電気火災の発生抑制のための感震ブレーカーの取付け等の普及徹底
- (3) 変電設備、自家発電設備、蓄電池等の自家用電気設備に対する点検、整備の励行による安全化対策の推進
- (4) 多量の火気を使用する特殊建築物等に対する消火設備、警報設備の点検・整備の励行による安全

化対策の推進

2 初期消火体制の整備

(1) 家庭における初期消火体制の構築

地震時の出火を防止するには、各家庭で迅速・確実に火元の消火を行うことが重要であり、町は、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図る。

また、消防本部は、春秋の火災予防運動期間等に各家庭や地域を訪問しての防災指導を徹底する。

(2) 自主防災体制による初期消火対策

地震時の出火に的確に対処するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織や事業所の自衛消防組織による初期消火体制を確立する必要がある。このため、町は、地域における自主防災組織の育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

3 延焼の防止対策

老朽木造住宅密集地等の火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防設備の充実や消防水利の確保、耐震性の高い設備・資機材の整備等の延焼防止対策の検討を進め、都市防災化対策や不燃化対策への反映に努める。

4 消防力の強化

国の「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、必要な施設や人員の整備に努めるとともに、新たな消防水利の整備を推進する。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防に関する基礎調査結果に基づいて、危険度、消防力等を勘案した総合的な消防計画を策定する。

(2) 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足または道路事情等により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

(3) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

(4) 消防水利の整備

消火栓および貯水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を図る。

なお、近年水道施設について、一定の震度以上の地震を感知すると自動的に配水池からの流出を遮断するシステムの導入が進められているので、町は、地震時において断水情報が速やかに把握できる体制を確立し、その適切な運用を図る。

(5) 化学消防資機材の整備充実

化学消防ポンプ自動車等の整備・増車、資機材の充実、高度化を図る。

査察活動の一環として事業所に対し、化学消火薬剤および必要資機材の備蓄と使用訓練の励行を指導していく。

5 一般建築物の防災対応

震災時に予測される火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の防災対応を推進する。

第 4 節 危険物等災害対策

[くらし安全環境課、福祉課、東近江消防本部・団、関係事業所等、県防災機器管理局、
近畿経済産業局]

方針

危険物施設等が地震発生時に火災等の被害を受けた場合、周辺地域に多大な影響を与える可能性がある。こうした被害を防止するため、危険物施設等の実態把握を進めるとともに、地震発生時にこれらの施設から危険物等による災害が発生しないよう、施設自体の耐震性強化と、管理体制に関する指導・啓発を推進し安全性の向上を図る。

現況

1 危険物施設

消防法による危険物、高圧ガス、劇物・毒物、放射性物質といった各種の危険性物質は、重要なエネルギー・原材料等として現在の生活様式を支えている。これらの危険性物質は、消防法および関係法令の厳しい安全基準のもと保管・管理されているが、火災、水害等により、爆発・漏洩拡散をし、大きな被害をもたらすおそれがある。

本町には高圧ガス貯蔵所もあり、また国道 8 号等では危険物を積載した車両が街中を走行するなど、危険性物質による災害の危険性は小さくない。

＊ 大規模な危険物施設【資料編参照】

2 高圧ガス施設

一般高圧ガス貯蔵所は、町内に 3 箇所あり、高圧ガス保安法に基づく保安距離を確保している。

3 毒物・劇物施設

毒物または劇物の販売等については、薬局、農業協同組合等で行われており、年に数回の立入検査を行うよう、県の関係機関に要望している。

計画

1 危険物施設

(1) 保安教育および訓練の実施

東近江消防本部は、保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者および危険物施設保安員に対し、県等と協力して講習会・研修会等の保安教育を実施する。

また、危険物安全週間や防災週間等の機会に、事業所、自衛消防組織、地域住民を含めた訓練を実施する

(2) 指導の強化（危険物施設に係る保安基準等の遵守）

東近江消防本部は、危険物施設に対する立入検査を適時実施し、次の点に関する状況の把握と安全指導を行う。

危険物、火薬類の貯蔵・取り扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、町および県は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査等を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

ア 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化

イ 危険物の取扱い、運搬、積載の方法についての指導の強化（街頭取締り等）

ウ 危険物施設の所有者、管理者、保安監督者等に対する指導の強化

エ 予防規程の作成および貯蔵取扱等の安全管理についての指導の強化

オ 危険物施設周辺の環境整備

(3) 自主防災力保安体制の強化

東近江消防本部および町、県、事業者は協力して、事業所の自主保安体制を強化する。

ア 東近江消防本部は、危険物取扱事業所内における自衛消防隊の組織化を推進する。

イ 東近江消防本部は、隣接する危険物取扱事業所の相互応援に関する協定等の締結を促進する。

(4) 化学消防資機材等の整備

ア 東近江消防本部は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。

イ 関係事業所は、危険物取扱事業所における化学消火剤および必要機材の備蓄を促進する。

ウ その他、関係事業所および防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

(6) 情報の収集・連絡体制の整備

東近江消防本部、町、県、関係事業者等の防災関係機関は、危険物等災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(7) 危険物等の把握と活動中の安全確保

消防機関は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害に係る教育訓練を行うとともに、消防活動阻害物質の届け出の徹底等による危険物の貯蔵・取り扱い状況の把握等を行う。

(8) 防災訓練の実施

危険物等火災を想定して、防災体制の強化を図るため、自衛消防組織、消防機関、警察等防災関係機関が一体となって実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

また、町は東近江消防本部と協力し、地域の実状に応じて、危険物等災害も組み込んだ地域防災訓練を実施する。

2 火薬類・高圧ガス施設

(1) 保安思想の普及、防災教育の実施

関係各課は、県等と協力して、次の保安思想の普及および防災指導を実施する。

- ア 火薬類取締法、高圧ガス保安法等関連法令の周知徹底を図るための保安教育講習、検査結果講評会等の実施
- イ 事業者、取扱者、従事者等への技術講習の実施
- ウ 高圧ガス保安活動促進週間等の機会をとらえての保安意識の啓発
- エ 火薬類危害予防週間等の機会をとらえての保安意識の啓発

(2) 指導の強化（高圧ガス等に係る保安基準等の遵守）

火薬類・高圧ガスの貯蔵・取り扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、東近江消防本部および県は、次のような対策を実施し、施設の安全性確保に努める。

- ア 製造施設の保安検査および立入検査、貯蔵所および消費場所等への立入検査の実施。
- イ 指導取締方針の統一や、関係機関との相互協力による適正な指導の実施
- ウ 火薬類製造施設等に対する、指導取締の実施と業界選出による指導員の巡回指導の実施
- エ 高圧ガス製造施設等に対する指導の実施と業界選出による指導員の巡回指導の実施

(3) 応急保安対策の周知

関係事業者は、高圧ガスが漏洩した場合または近隣火災、その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じ、また上記の事態を発見したものは、直ちにその旨を消防機関および警察に通報するよう周知徹底する。

- ア 高圧ガスが漏洩した場合は、保護具を着用して漏洩部分・程度を確認し、防災キャップ等で応急措置を施し、地中に埋める等の対応をし、作業員以外は避難させる。
- イ 製造施設または消費施設等が危険な状態にある時は、消費作業等を中止して、施設内のガスを安全な場所に移し、必要な作業員以外は避難させる。

(4) 自主保安体制の整備強化

関係事業者は、次の措置を講じ、自主保安体制を整備強化する。

- ア 自主保安教育計画に基づく保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 地震時の自主地震防災対策の策定
- エ 滋賀県高圧ガス地域防災協議会等、関係保安団体との横断的な連携

3 毒物・劇物施設

毒物及び劇物取締法に基づく登録を受けている毒物劇物営業者については、定期的に監視指導を行い、地震発生時の毒物劇物の飛散・流出を防ぐ対策の徹底を図る。

また、登録義務のない毒物劇物業務上取扱者については、多量に保管している業者リストを保健所に備えるとともに、消防本部、警察署、町や関係業者に対しても事前に情報提供を行い、災害時に備えるものとする。

第5節 下水道施設整備対策

[県琵琶湖環境部、建設・下水道課]

方針

都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するため、また、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質を保全するための有効な手段として、汚水排除等を目的とした下水道は、町における必要不可欠、基幹的な施設であり、これらを町の災害から保護し生活の安定を図る。

現況

県の中央部にある琵琶湖は、古くから県民の生活をはぐくみ、京阪神に良質な水資源を供給し、くらしや経済・文化をささえてきた命の湖である。

下水道については整備も進み、それに伴い普及率も高まるなか、衛生的で快適な生活環境を保全するため、公共下水道への接続が早期にされるよう更なる啓発と推進に取り組んでいる。

計画

本町の下水道計画は、県の実施する「湖南中部」「湖西」「東北部」および「高島」の4処理区と関係する14市6町の琵琶湖流域下水道等のうち「東北部」処理区に含まれており、令和6年3月31日現在で普及率99.1%であり、早期完了をめざし整備する計画である。また、これらの整備と併せて、防災の視点から施設整備対策等を行う。

1 下水道施設の耐震化の推進

既存の下水道施設の耐震化については、県が耐震診断を実施して定めた琵琶湖流域下水道耐震対策計画（案）を参考としながら、優先度の高い施設の耐震化を進める。今後設計する施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）等の基準に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

2 下水道危機管理機能の強化

下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能（トイレ使用の確保、公衆衛生の保全、浸水被害の防除等）を維持・回復することを目的として次の事項について下水道業務継続計画（BCP）の策定および定期的な見直しを行う。

- (1) 基本的事項の整理（体制、被害想定、対象範囲・業務）
- (2) 優先実施業務（通常業務、災害対応業務）
- (3) 訓練、維持改善計画
- (4) 非常時対応計画（優先実施業務の選定、「対応の目標時間」の決定）
- (5) 事前対策計画（耐震化の推進、民間企業との協定締結等）

第6節 避難体制の確立

[くらし安全環境課、建設・下水道課、東近江消防本部・団]

方針

町は、地震の発生による家屋倒壊や大規模火災などから地域住民が安全に避難できるよう、避難体制を確立する。併せて、町域や県域を越えて他地域からの避難者を受け入れる計画を策定するよう努める。

現況

地震を主目的とした警戒避難体制は、未整備である。

計画

1 避難計画、避難者受入計画の策定

(1) 避難計画の策定

地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、くらし安全環境課および建設・下水道課は、関係各課の協力を得て、地域の実情に応じた避難計画を策定する。避難計画には地域ごとに次のような事項を定めるとともに、町域を越える避難の実施についても検討する。

ア 情報連絡体制

イ 避難場所

ウ 避難経路

なお、地震に伴う大規模火災と河川破堤による浸水被害が同時発生するなど、複合的な災害が発生することも考慮するよう努める。

(2) 避難者受入計画の策定

町は、町外から避難者を受け入れること（広域一時滞在）を想定し、県等と調整の上、避難者受入計画を策定するよう努める。

4 避難に関する情報の周知・広報

避難に関する情報（避難先、避難方法等）について、防災マップ・広報等の配布を通じて、町民に対する周知の強化を行う。

3 地震情報システムの導入（住宅・道路の状況、建物の情報）

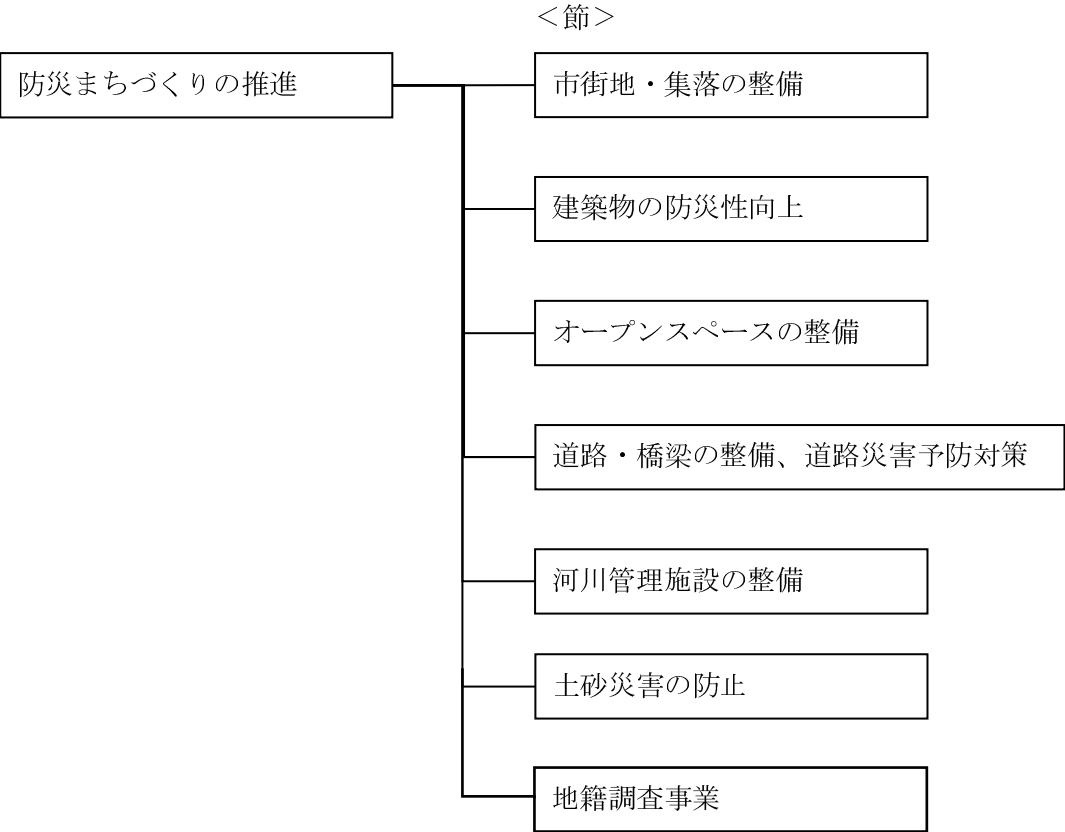
くらし安全環境課は、地震情報や災害情報を迅速に収集・伝達するため、各種情報システム等の導入を図る。

4 地域住民による震災対策活動の強化と自衛意識の醸成

町、東近江消防本部・団は、地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

第3章 防災まちづくりの推進

章の体系



第1節 市街地・集落の整備

[建設・下水道課]

方針

町域内の市街地・集落部は、木造・低層建築物が建っており、地震、火災等の災害が発生すると、人命・財産に大きな損害を与える状況にある。こうした災害の発生を防止するため、建築物・公共施設等の整備を行い、都市機能の向上と安全で地震災害に強いまちづくりを推進する。

現況

本町の市街地・集落部は、老朽木造住宅が多数存在している。

その他に、道路が狭小でかつ住宅が密集し、消防活動が困難で、延焼危険度が高い集落も多く、こうした地区では建築物の防災対応等が望まれる。

計画

1 市街地・集落地の再整備

未整備な市街地・集落の居住環境および防災性の向上のため、建築物の不燃化の促進や避難場所としての道路や公園等、総合的な防災機能を持った施設の整備を進め、住民の生命・身体の安全を確保することも視野に入れた基盤整備を推進する。

2 住宅地区および小規模住宅地区改良事業

不良住宅が密集する地区を対象として、安全で快適な住宅地整備のため、健康で文化的な生活を営むに十分な住宅の整備推進に努める。

3 液状化対策の推進

特に、砂質の沖積層地域では、大地震に際して地盤が液状化することが考えられるので、過度の集積を避けてオープンスペースの確保等に努めるとともに、高層建築物や重要構造物の建設に当たっては、地盤改良等を行うよう指導する。

第2節 建築物の防災性向上

[東近江消防本部、くらし安全環境課、教育委員会、建設・下水道課]

方針

不特定多数の者が集まる施設、高層・大型化した特殊建築物、公共施設および一般住宅等、個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震・耐火建築物の建築、補修および防災設備の整備等の指導、奨励を実施する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、数値目標の設定などにより、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

現況

高層・大型化の特殊建造物や常時不特定多数の者が集まる施設においては、災害時に人身事故につながる可能性が大きい。こうした建築物は、その防災対策が望まれる。

＊ 不特定多数の者が集まる施設【資料編参照】

計画

1 特殊建築物の予防査察

高層建築物、大規模小売店、診療所等の不特定多数者が使用、出入りする特殊建築物については、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上および防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

2 一般住宅の耐震診断、耐震改修等

町は、県等と連携し、一般住宅について、次のような対策に努める。

- (1) 住宅の耐震化の促進にあたっては地域住民の意識がきわめて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努める。
- (2) 地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建替えを促進する対策を実施するよう努める。
- (3) 耐震診断ならびに耐震改修の促進を図るため、診断方法や改修工法の広報等に努める。
- (4) 耐震性の高い住宅ストックの形成の促進に努める。

3 公共建築物の耐震・不燃化

学校、庁舎、公民館、診療所等の多人数を収容しうる公共建築物については、災害時におけ

る避難救護施設として利用される。これらの施設の新・増築に当たっては、耐震・耐火性の強化促進とともに、次のような防災機能の補修・補強に努める。

- (1) 既存の木造建築物の不燃・堅牢化を図る。
- (2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (3) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。
- (4) 自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防用設備の整備に努める。
- (5) 2階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空地の確保に努める。
- (6) 周辺の施設の不燃化を促進するとともに、敷地周囲の緑地化等により防火遮断帯の形成に努める。

なお、町が所有する施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて公表するように努める。

3 一般建築物の耐震化の推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）に基づき、建築物の所有者に対し、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、耐震診断・耐震改修を促進する。

昭和56年以前の建築物に対し耐震診断補助制度を設け耐震化の促進を図るとともに、特に耐震診断が義務付けられた建築物については重点的に取り組む。

4 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じる恐れがあることから、付属物、工作物の安全対策の啓発に努める。

また、ブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策について建築基準法に基づく改修の指導を行う。

第3節 オープンスペースの整備

[建設・下水道課、農林振興課]

方針

集落における農村公園や草の根広場等のオープンスペースの存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動、物資集積の拠点として、地震災害時の被害軽減に重要な役割を果たすので、その重要性を認識し、防災上必要な避難空間の確保と防災機能の向上を図るため、防災の観点から、地区の防災特性に応じた適切な配置を行う。

現況

本町において、公園緑地4箇所、農村公園13箇所、草の根広場22箇所、その他公園11箇所（平成29年4月1日末現在）が存在する。

＊ 公園緑地等の位置【資料編参照】

計画

1 公園緑地、農村公園、草の根広場等の整備

地震災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯としての機能を有する公園緑地、草の根広場等の整備を推進する。

整備に当たっては、できるだけ公園緑地、農村公園、草の根広場および学校等公共用地などの広場は拠点的に配置し、道路等により連坦化を図るとともに、植栽および樹林等の保全と防火用樹種による緑化の推進を図る。

2 農地の保全等

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の空間（オープンスペース）として農地の保全を図るよう、各種の施策に盛り込む。

第4節 道路・橋梁の整備、道路災害予防対策

[建設・下水道課、農林振興課、県土木交通部]

方針

道路は、単に人・物の輸送を分担する交通機能だけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性等、多くの機能を有する。

町は、防災機能の観点から、町管理の道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国・県道に関しては、各管轄機関に対して、防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

また一方で、道路は多重衝突事故、車両火災などの道路災害により多数の死傷者等が発生するおそれもある施設である。こうした事故の予防対策を促進する。

現況

本町には、下記の国道、県道、町道および名神高速道路が整備されている。

道路の整備現況

(単位：m、%)

区分	総延長	舗装道	砂利道	舗装率	改良済延長	改良整備率
国道	6,764.0	6,764.0	—	100.0	6,764.0	100.0
県道	37,723.0	33,408.0	—	100.0	29,825.0	89.3
町道	207,361.5	202,589.7	4,771.9	97.7	78,108.3	37.7
合計	251,848.5	242,761.7	4,771.9	96.4	114,697.3	47.2

(平成29年3月末現在・県道は平成29年4月現在)

橋梁の一覧

(単位：m、橋)

区分	総数		永久橋		木橋・石橋	
	橋数	橋長	橋数	橋長	橋数	橋長
国道	8	350.4	8	350.4	—	—
県道	43	527.0	43	527.0	0	0
町道	165	1,490.1	161	1,407.0	4	83.1
合計	216	2,367.5	212	2,284.5	4	83.1

(平成29年3月末現在・県道は平成29年4月現在)

計画

1 緊急輸送路・避難路の整備推進

(1) 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、災害対策に必要な物資等を迅速・確実に被災地へ輸送するための道路であり、耐震性の確保とともに主要な防災拠点等を効果的に連絡するネットワークとして機能することが重要である。

このため国、県、町等の道路管理者は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 2 月）」に基づき、ネットワークを構成する道路整備を計画的に推進する。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と町役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路

(2) 避難路

地震直後の同時多発火災などから住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る必要がある。

このため国、県、町等の道路管理者は、「町防災計画」等に基づき計画的に避難路の整備を推進する。

なお、整備にあたっては沿道建築物の倒壊落下対策や、電線の地中化を推進する等、避難時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

2 道路・橋梁の整備

緊急輸送路・避難路との整合性を図りつつ、町域内の道路について次のような整備を進める。

(1) 幹線道路の整備

地震災害等に対する対策工の整備等、道路災害の予防措置を推進する。

その他、次の点に留意する。

ア 本町の道路網の骨格として、体系的に秩序ある整備を推進する。

イ 車道と歩道を分離した広幅員道路の新設または拡幅改良を行う。

ウ 避難施設、オープンスペース等とのアクセスの確保を図る。

(2) 生活道路の整備

ア 障がい者対策、防災対策等、安全性に配慮して、幅員、構造上の整備・改良を推進する。

イ 行き止まり、三叉路、曲折等を解消し、幹線道路との良好な接続を図る。

ウ 商店街の道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。

(3) 道路環境の整備

ア 災害時に危険・障害物となる路上駐車車両を削減するため、町・民営の駐車場の確保を図る。

イ 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路については、植栽は難燃性樹種を選定する。

ウ 災害時の避難誘導を考慮した道路標識・案内板を整備する。

エ ブロック塀、ショーケースや看板類等の沿道危険物について、転倒・落下の防止安全対策を講じるよう管理者に対して指導する。

(4) 橋梁の整備

ア 橋梁の耐水害性の点検を行い、老朽化が著しく、地震災害時の落橋・破損の危険性が大きい橋梁の架け替え・補強を行う。

イ 交通のネックとなる幅員の狭い橋梁の架け替え・拡幅を行う。

ウ 新設の橋梁については、免震構造を積極的に導入し、また架け替えの場合も可能な範囲で免震構造とする。

3 道路施設の災害予防

道路は本来の交通機能に加え、電気・電話・ガス・水道等のライフラインの収容や防災空間等の多様な機能を有している。

これらを震災時にも確実に機能させるためには、橋梁等道路施設の耐震性確保が不可欠であり、国、県、町等の道路管理者は、「道路防災総点検（地震）」（平成8年度実施）の結果に基づき必要な施設の耐震補強等を推進する。

(1) 橋梁

新設の橋梁については、「道路橋示方書」（平成24年2月）等の基準に基づき、必要な耐震性を確保する。

既設橋梁については、重要度に基づく耐震性能の目標に合わせ適切な工法により順次耐震補強を実施する。

(2) 横断歩道橋

横断歩道橋については、落橋により道路を遮断することになるので、新設時には、「道路橋示方書」（平成24年2月）等の基準に基づき必要な耐震性を確保し、既設のものは落橋防止等の必要な対策を順次実施する。

(3) 道路法面

道路の自然斜面や切土・盛土法面については、耐震対策を独立したものとして考えるのではなく、豪雨・豪雪等の地震以外の原因によって生ずる崩壊や地すべり対策と一体的に対策工事を実施する。（道路法面については橋梁等の構造物と異なり、現状では明確な耐震設計

法が確立されていない。)

(4) 擁壁等

背の高い擁壁やロックシェッドについては、新設時には地震力を考慮した設計を行い、既設のものは地震以外の原因による崩壊対策と一体的に対策工事を実施する。

(5) トンネル

山岳トンネルは、抗口部以外は地震時に地山と一体となって変位し被害を受けにくいとされており、抗口部で特に対策が必要な箇所は、周辺部の斜面对策と一体的に対策工事を実施する。

4 道路情報システムの整備

国、県、町等の道路管理者や交通管理者は、地震発生後速やかに道路の被害情報を収集し、関係機関と連携して道路利用者等に適切な情報提供を行うため、道路情報板、電波ビーコン、路側放送等の道路情報提供装置の整備を推進する。

5 林道・農道の災害予防

集落関連（防災対策）林道は、緊急避難路や迂回路等として山村集落の生活道路や地震災害時の孤立化を防ぐため重要な役割を有している。

また農道は、農業のみならず日常生活にも密着した活用がなされており、地震災害時に活用できるよう、通行上の安全を確保する必要がある。

このため、以下の対策を重点的に推進する。

(1) 林道の保全整備

林道管理者は、法面の土砂崩落、落石等の危険箇所の実態把握を行い、県と協議の上、事業計画を樹立し、危険度の高い路線・箇所から法面保護施設・防護施設・局部改良等の対策工事を実施し、危険箇所の解消と走行の安全確保に努める。

(2) 橋梁の整備

林道管理者は、林道技術指針に基づき、老朽橋ならびに部分破損している橋等の実態把握を行い、橋梁の架替え、補強等の必要な対策を講じる。

(3) 農道の保全整備

農道管理者は、農道の地震災害時の安全を確保するため、法面崩壊等の危険箇所の解消と橋梁等の構造物の補強、改修等の対策を講じる。

6 交通安全施設の災害予防

災害時における交通安全を確保するため、道路標識等の交通安全施設については、計画的に更新、整備を行う。

7 道路災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町および県、関係事業者等の防災関係機関は、道路災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡

体制を整備する。

(2) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の整備および災害に対する安全性の確保等

(ア) 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格幹線道路や一般国道等の災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、大規模な道路災害の発生に対しても代替路となる経路を確保する。

(イ) 地震による二次災害時等でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高める。

(ウ) 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努め、点検結果に基づき必要な防災対策工事を行う。

(エ) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずる。

(オ) 道路通行規制や交通誘導を実施する上で必要な看板、誘導灯、カラーコーンなどの資機材を備蓄する。

(カ) 災害時の応急復旧に用いる重機、機械等の燃料供給体制の構築を図る。

イ 防災に関する情報提供体制の整備

災害発生時において適切な判断および行動に資するため、災害に関する情報を住民等に伝達するための体制および施設、設備の整備を図るとともに、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

また、道路災害による被災の防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努める。

ウ 再発防止対策の実施

災害原因の調査を行う場合、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置するなど、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施する。

(3) 防災知識の普及

町および県等は、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努める。

(4) 防災訓練

道路災害に係る関係行政機関等は連携して、災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、大規模災害を想定した訓練を実施する。

第5節 河川管理施設の整備

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

地震時における河川管理施設の出水被害を防止するため、水門等の重要河川構造物の耐震点検や整備等を実施し、耐震性の向上等の安全確保を図る。

現況

本町には、1級河川が12河川あり、そのうち淀川水系愛知川および宇曾川が琵琶湖に流入している。

これらの河川の特徴は、上流部では溪流となって川幅も狭く急流であるため、土石流が生じる危険性がある。

現在、改良工事等の整備推進がなされ、河川内の浚渫も行なっているが、低地河川および蛇行箇所安全度の保全等、治水の抜本的対策を推進することは急務であるが、治水事業は長期にわたるためめぬ努力と巨額の費用が必要である。

＊ 河川重要水防区域【資料編参照】

計画

1 河川管理施設の災害予防の推進

緊急消火・生活用水の確保を容易にする階段護岸の整備等の河川改修事業を促進する。

第6節 土砂災害の防止

[建設・下水道課、農林振興課、県土木交通部、県琵琶湖環境部]

方針

地震や地震後の降雨によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害を防止、軽減するため、土砂災害防止施設の整備や治山対策を推進するとともに、住民に対する危険箇所の周知、防災意識の普及・向上に努める。

現況

1 急傾斜地崩壊対策関連

台風や集中豪雨により、崩壊する恐れのある急傾斜地が散在しており、その崩壊により、居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所がある。

当該箇所のうち、急傾斜地崩壊危険区域に未指定の箇所についても、「がけ崩れ防止運動」などにより、パトロールを実施し、防災知識の普及を図り、緊急性の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域を指定し、その管理の強化に努めている。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊による災害発生のおそれがある急傾斜地で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき指定され、対策工の施工、行為の制限、土地所有者の土地保全の努力、義務等が行われる。

＊ 急傾斜地崩壊危険区域【資料編参照】

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度 30° 以上、高さ 5m 以上の急傾斜地（5 戸未満でも官公署、学校、病院等のほか、要配慮者利用施設のある場合を含む）で、崩壊による災害発生のおそれのある箇所において、国土交通省の調査要領に基づき各県で調査されたものである。

＊ 急傾斜地崩壊危険箇所【資料編参照】

2 土砂災害警戒区域

本町においては、土砂災害の危険性のある地域では豪雨時に、道路の冠水や土砂災害のため孤立しやすい状況にあり、警戒避難体制の充実が望まれる。

また、本町には、土砂災害警戒区域（土石流）が15箇所（うち5箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が13箇所（うち8箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。）が指定されている（令和3年7月現在）。

3 治山対策関連

本町の山林は、令和4年度において約 87.2%（806 ha）が災害防止に必要な保安林に指定さ

れており、山地災害から人命、財産等を守るため治山事業を実施している。

＊ 山地災害危険地【資料編参照】

山地災害危険地とは、昭和53年7月17日付け53林野庁治第1817号により、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等により、現に災害が発生し、または発生するおそれのある森林で、その危害が人家または公共施設に直接及ぶおそれのある地区である。

4 砂防（土石流）対策関連

本町には、岩倉川をはじめ、東谷川、北東谷川、大谷川、寺川等が砂防指定地に指定されており、砂防事業が進められている。しかし、本町にはそれ以外の溪流が多数存在し、台風や前線通過時等の異常降雨時には、山地や山腹は容易に崩壊し、土石流が発生する危険性が大である。

(1) 砂防指定地

砂防指定地とは、荒廃した山地や土砂流出のおそれのある溪流の中で、砂防法に基づき指定を受けた溪流や地区で、砂防工事の施工や災害防除のための行為制限等が行われる。

(2) 土石流危険溪流

土石流危険溪流とは、土石流の発生の危険性があり、保全対象人家5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院等のほか要配慮者利用施設のある場合は含める。）に被害が生じるおそれのある溪流で、国土交通省の調査要領により各県で調査されている。ただし、滋賀県では保全対象人家5戸未満の溪流も調査している。

＊ 土石流危険溪流【資料編参照】

5 造林対策関連

町内には、民有林924haがあるが、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、適切な維持管理に努めている。

計画

1 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

ア 県は、急傾斜地崩壊危険箇所等、崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行い、補助急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

イ 町は、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、積極的に市町急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

(2) 土地の保全計画

急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者・管理者は、その土地の維持管理において崩壊防止に努める。急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者は、被害の防止・軽減のために必要な措置を講じる。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、崩壊を予防するため、次の行為を制限する。

- ア 水を放流し、または停滞させる行為、その他、水の浸透を助長する行為
- イ ため池、用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、もしくは工作物の設置または改造行為
- ウ のり切り、切土、掘削または盛土行為
- エ 立木竹の伐採行為
- オ 木竹の滑下または地引きによる搬出行為
- カ 土砂の採取または集積行為
- キ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれのある行為

(4) 危険箇所の周知等

町は、日頃より崩壊による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供による危険箇所の周知や防災知識の普及に努める。

2 土砂災害警戒区域における対策

町は、住民の円滑な警戒避難が行われるよう、法指定区域、土石流危険渓流等の看板設置やこれらの事項を記載したハザードマップの配布やインターネットでの表示等により必要な事項を住民に周知する。

また、警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、地域社会との連携のもとで確実な避難が実現できるよう、当該施設管理者または所有者に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について指導・支援を行う。

(1) 防災パトロールの実施

町は、関係機関および自主防災組織等と連携し、梅雨期および台風期の前等に、土砂災害の危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

(2) 自衛意識の醸成

東近江消防本部・団は、孤立しやすく避難の可能性が高い山間集落を対象に、積極的に土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

3 治山対策

(1) 復旧治山、予防治山等を促進し、災害の復旧、防止に努め、集落、道路、交通施設等の保全を図る。人家周辺の小規模崩壊等については、林地崩壊防止工事等の実施や住民への周知等の必要な対策を講じる。また、山地災害危険地については、未然に災害を防ぐため見廻りを実施する。

(2) 保安林のもつ公益的機能の維持・強化により災害の防止と軽減等を図るため適切な整備に努める。

(3) 林道の路肩・法面等の崩壊に注意し、より一層の維持管理に努める。

4 砂防対策

(1) 砂防事業の推進

県は、土石流危険渓流等、土砂流出のおそれのある渓流や地区について、逐次、砂防指定地として指定進達を行い、社会資本整備重点計画法による社会資本重点計画を基本に、避難行動要支援者対策、緊急輸送路保全対策、自然共生型事業の推進等を重点項目として、緊急度の高い箇所から対策工等の砂防事業を推進する。また、当面、対策工の整備が進まない土石流危険渓流については、情報基盤緊急整備事業および土砂災害情報相互通報システム整備事業により雨量情報等の総合的な土砂災害監視システムの整備を実施するとともに、町と協力して後述する避難体制の整備を図る。

(2) 砂防事業の推進要請と危険渓流の周知等

町は、県に砂防事業の推進を要請するとともに、主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある土石流危険渓流についての看板設置や、地域住民に対して資料配布等による危険渓流の周知や防災知識の普及に努める。

(3) 盛土による災害の防止

町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

5 造林対策

(1) 今後も生産森林組合林を核とした森林整備を推進する。

(2) 育成単層林・育成複層林の整備を図り、造林事業、保育間伐事業や枝打ち事業を推進する。

第7節 地籍調査事業

[建設・下水道課]

方針

河川の氾濫や土砂災害などで従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。

現況

地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を登記所に送り込むもので、市町村が事業実施主体として取り組むこととなっている。

本町においては、平成19年度に調査着手し、平成27年度末現在で、調査対象面積36.39km²のうち1.02km²が調査済（進捗率2.8%）となっている。

計画

本町における地籍調査の実施状況・計画は、下表のとおりである。

地籍調査の実施状況・計画

自治会名	実施年度	対象面積 (ha)	備考	現地立会
安孫子（4区）	H19～H25	41	完了	
西出	H21～H25	11	完了	
香之庄（2区）	H23～H27	27	完了	
円城寺	H25～	15	着手中	H26
西出（雨降野）	H25～	1	着手中	H26
杓掛（2区）	H26～	20	着手中	H27・28
竹原（2区）	H27～	21	着手中	H28・29
深草	H28～	2	着手中	H29
元持	H28～	10	着手中	H29
荻間	H29～	2	着手中	H29
下八木	H29～	6	着手中	H30
常安寺	H30～	21		H30
東出	H30～	27		H31

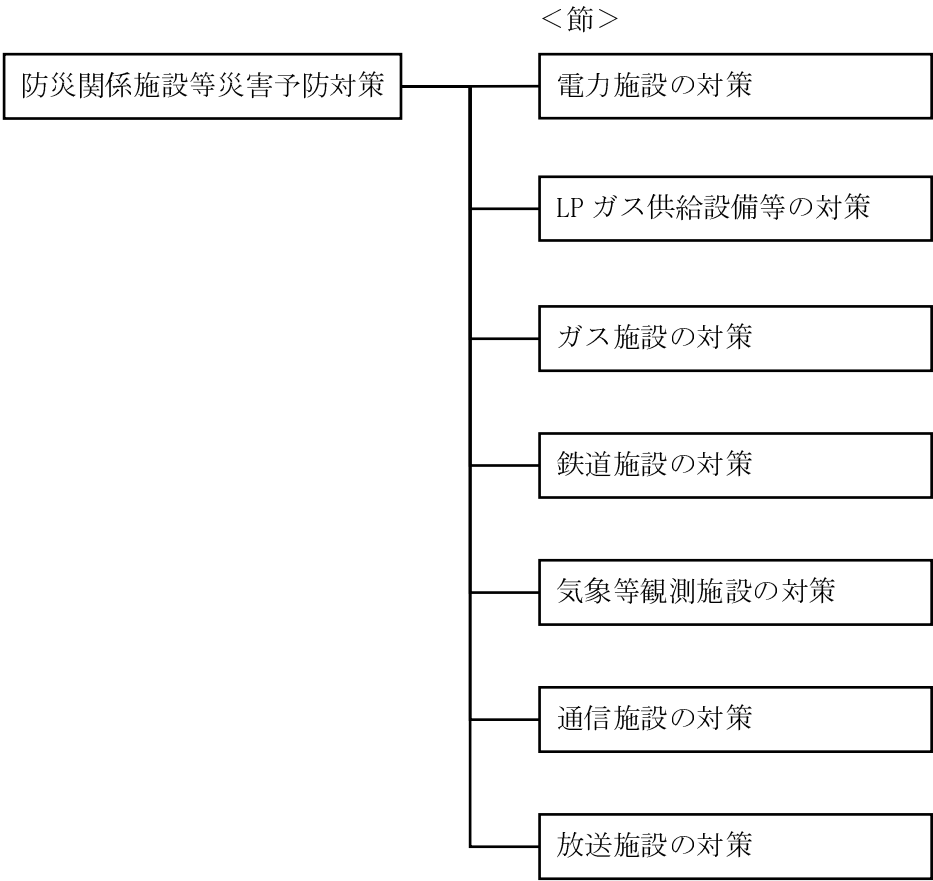
（平成29年4月1日現在）

（地籍調査事業補助金）事業主体 町

負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

第 4 章 防災関係施設等災害予防対策

章の体系



第1節 電力施設の対策

[関西電力㈱、関西電力送配電㈱]

方針

電力施設の耐震性の強化、および被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

現況

電力施設の防災については、平常時から保安関係規程、支達等に基づき、施設の維持管理や改良を行うとともに、計画的に巡視点検、測定を実施している。

大地震により電力施設に被災の恐れがある場合には、関係情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置するとともに、防災業務計画（関西電力㈱、関西電力送配電㈱）、滋賀支社非常災害対策支達（関西電力㈱）、滋賀本部非常災害対策支達（関西電力送配電㈱）に基づき、部門ごとに重点的な予防対策を実施する。

また、災害発生時における応急復旧態勢を整えている。

連絡先

関西電力㈱ 関西電力送配電㈱	大津市におの浜4-1-51	TEL 0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)
-------------------	---------------	-------------------------------------

計画

1 施設の耐震性の強化等

(1) 水力発電設備

ダムについては発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空電線路…… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上

回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路…… 終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示法書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路…… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路…… 埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規定等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

2 通信設備対策

- (1) 主要通信系統の2ルート化
- (2) 健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保
- (3) 無停電電源、予備電源の強化
- (4) 移動無線応援体制の強化
- (5) 近畿地方非常通信協議会組織による各機関との相互協力

3 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生の恐れがある場合は、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4 復旧用資材の確保ならびに輸送力確保の体制確立

- (1) 所要資材需給計画の策定
- (2) 在庫、流用を含む資材の調達
- (3) 運搬業者ならびに道路状況の把握

5 防災訓練

防災意識の高揚を図り、円滑に防災対策を推進するための防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

- ア 災害対策情報連絡
- イ 災害対策復旧計画訓練
- ウ 災害対策実施作業訓練

(2) 訓練の方法

- ア 会社規模における総合または部門別訓練
- イ 地域規模における総合または部門別訓練
- ウ 各防災機関の実施する総合訓練への参加

第2節 LPガス供給設備等の対策

[（一社）滋賀県LPガス協会]

方針

LPガス供給設備等において、災害発生の未然防止に努めることは当然であるが、災害時における被害を最小限に止めるため、平常時においても、LPガス供給設備の維持管理ならびに教育訓練と併せて防災知識の高揚を図る。

現況

現在、各LPガス販売事業者がそれぞれの供給を行うとともに、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第27条第1項に基づく保安業務を行なっている。

屋内のガス設備については、住宅および事業所ともに建物の倒壊等による損壊が発生すると思われる、特に住宅の場合は、LPガス販売店との連携が要せられる。

連絡先

（一社）滋賀県エルピーガス協会	大津市松本1-2-20	TEL 077-523-2892
-----------------	-------------	------------------

計画

1 保安体制

液化石油ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販売事業者には保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

2 LPガス施設対策

(1) LPガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準および製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため設備の重要度に応じた定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

(2) LPガス供給設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

(3) LPガス消費設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに

に、災害防止のためガス漏れ警報器の設置促進とヒューズコック等への取り替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

3 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

4 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

5 教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LP ガスに係る災害発生の防止に努めるため災害措置に関する専門知識、関係法令、保安技術について液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

地震発生時の災害対策を円滑に進めるため、年1回以上、被害想定を明確にした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また県および地域が実施する防災訓練に積極的に参加する。

6 広報活動

(1) 消費者に対する周知

パンフレット等を利用して、LP ガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

(2) 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、ガス供給設備ならびに消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、LP ガス事故防止についての注意事項を周知する。

第3節 ガス施設の対策

[大阪ガス(株) 京滋導管部]

方針

ガス施設は、住民生活に不可欠の施設であり、災害時にもその機能を確保できるよう安全性の一層の向上を図るための対策を推進する。

このため、平常時から防災施設や工作物の設置および維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。

現況

現在、大阪ガス(株) 京滋導管部が本町の一部に、都市ガス（天然ガス）の供給を行なっている。

ガス施設については、製造設備、ホルダー、貯槽類は、諸法規に基づき十分な耐震設計を実施している。また、ガス導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管およびポリエチレン管を採用している。

なお、屋内のガス設備は、建物の倒壊などによる損壊の発生が懸念される。

連絡先

大阪ガス(株) 京滋導管部	京都市下京区中堂寺栗田町93	TEL 0120-544-209 ガス漏れ専用フリーダイヤル 0120-819-424
---------------	----------------	---

計画

1 耐震性の確保・強化

(1) 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

(2) 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

2 二次災害防止のための設備対策

(1) 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

(2) ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロックを迅速にガス供給停止するため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

(3) 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害発生の防止や屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を推進する。

3 情報収集設備対策

(1) 地震計の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらなる増設を推進する。

(2) 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進する。

ア 移動無線系による通信体制の強化

イ 滋賀県非常通信協議会および各地方機関との相互協力体制の充実

ウ 緊急時の通信統制のルール化

(3) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。

4 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。

また各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）を行う。

5 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図る。

ア 元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

ウ その他災害予防に必要な事項。

6 関係事業者との協力体制の確立

大津市企業局と、地震発生時の相互協力体制について日頃から連絡強化を図る。

第4節 鉄道施設の対策

[東海旅客鉄道(株) 新幹線運行本部、近江鉄道(株)、一般社団法人近江鉄道線管理機構]

方針

各鉄道事業者は、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の耐震化等を推進し、総合的な防災性の向上を図る。

また、町は関係事業者と十分な協議を行う。

現況

本町を通過している東海道新幹線は本町のほぼ中心部を南北に2,827m縦貫しており、これにほぼ平行して近江鉄道が通過している。

連絡先

東海旅客鉄道(株) 新幹線鉄道事業部	大阪市淀川区西中島5-5-15	TEL 06-6302-7961 FAX 06-6307-2093
近江鉄道(株) 本社	彦根市駅東町15番1	TEL 0749-22-3301 FAX 0749-23-8418
一般社団法人近江鉄道線管理機構	彦根市古沢町187番地2	TEL 0749-49-2311 FAX 0749-49-2271

計画

1 東海旅客鉄道(株) 新幹線鉄道事業本部

(1) 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

従来の早期地震警報システムを全面的に更新し、平成17年より新しい早期地震警報システム（テラス）を使用開始した。

このテラスは、地震動の初期微動より新幹線への影響度合いを判断して、必要な場合は警報を発信し、列車の速度を低下させるものである。また、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

今後ともシステムが適切に機能するよう普段から保守管理や機能の向上を目指した取組を推進する。

(2) 施設、設備の耐震性確保

新幹線の鉄道施設は、在来線と比較してより耐震性に配慮した設計を行っており、橋りょう等構造物の設計計算上の水平震度は0.2（200ガル）を採っている。

また、安全率を2～3にとっており、関東大地震級の烈震（250～400ガル）には十分耐えら

れるが、部分的には宮城沖地震の鉄道施設に及ぼした被害を参考にして、比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤上の盛土、橋けた支承部分等）を抽出し、地震時の動的変形を予防する恒久的対策を検討し今後とも、逐次補強工事を進め強化を図っていく。

(3) 防災訓練

災害発生においても、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、防災訓練を適宜実施する。

2 近江鉄道(株)、一般社団法人近江鉄道線管理機構

地震災害時における安全対策として以下の対策を推進する。

(1) 緊急地震速報受信システムの設置

運転指令室（CTC センター）に設置した緊急地震速報受信システムにより、P波を検知した時点で緊急信号を発報し、列車を安全に停止させる。

(2) 施設、設備の耐震性の確保

ア 線路の設備

(ア) 線路の高盛土部、切取部の調査

線路の高盛土部および線路に隣接する切取法面について、崩壊が予想される箇所を点検調査し、必要に応じて防災対策を実施する。

(イ) 橋梁の整備

橋梁について点検、調査を実施し、補修等の対策工事が必要なものについて、補強等を実施する。

イ 救援車両、非常用資機材等の整備

震災等の緊急時における救援車両、自家用トラック、非常用資機材等について、いつでも稼働できるよう点検、整備を励行する。

第5節 気象等観測施設の対策

[彦根地方気象台、永源寺ダム管理事務所、宇曽川ダム管理事務所、くらし安全環境課、
その他関係機関]

方針

気象に関する自然災害防止を図るため予警報等の情報収集を的確に行い、これの適切な通知等、
気象業務施設の整備充実を推進する。

現況

彦根地方気象台等の行う気象観測施設の整備状況は次のとおりである。

1 雨量観測所

観測所名	所在地	管理者	備考
彦根	彦根市城町2-5-25	彦根地方気象台	AMeDAS
彦根	彦根市元町	湖東土木事務所	テレメータ
清崎	彦根市清崎町古城山	湖東土木事務所	テレメータ
仏生寺	彦根市仏生寺町滝ヶ谷	湖東土木事務所	テレメータ
斧磨	愛荘町斧磨	湖東土木事務所	テレメータ

2 水位観測所

河川名等	観測所名	所在地	管理者	備考
宇曽川	上枝（歌詰橋）	愛荘町石橋	湖東土木事務所（宇曽川ダム）	テレメータ
愛知川	御幸橋	愛荘町愛知川	湖東土木事務所	〃
宇曽川	肥鹽橋	愛荘町島川	湖東土木事務所	固定
岩倉川	御旅橋	愛荘町目加田	愛荘町	〃
安壺川	矢守橋	愛荘町矢守	愛荘町	〃
宇曽川	秦川	愛荘町松尾寺	湖東土木事務所（宇曽川ダム）	テレメータ
宇曽川	春日橋	愛荘町沖	〃	〃

3 積雪観測所

観測所名	位置	管理者	備考
愛知川	愛荘町愛知川72番地	愛荘町	
秦荘	愛荘町安孫子825番地	愛荘町	

4 震度観測所

観測所名	位置	管理者	備考
愛知川	愛荘町愛知川72番地	愛荘町	震度計

秦荘	愛荘町安孫子825番地	愛荘町	固定
----	-------------	-----	----

計画

各機関は、自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備・観測方法の改善に努める。

第6節 通信施設の対策

[県防災危機管理局、西日本電信電話㈱ 滋賀支店、警察、非常通信協議会、愛知川郵便局]

方針

電気電信設備の災害による故障発生を未然に防止するとともに、災害による故障が発生した場合の設備・回線の復旧を迅速かつ的確に行うため、機関ごとに予防措置を講じ万全を期す。

現況

1 県防災行政無線通信施設（県総合政策部）

(1) 建物

滋賀県防災行政無線の統制局である県庁本館は、平成28年1月に開所し免震構造としている。また、岩根山中継局、箱館山中継局は耐震構造としている。

(2) 設備

県は、平成25年度から3ヵ年計画で、県と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系や地上系と有線系を組合せ、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政通信網の整備を行なった。衛星系については、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファックス、映像での情報交換が可能である。

また、平成23年度に更新した県防災ヘリコプター「琵琶」には、ヘリコプターテレビが搭載されており、上空からの映像を受信できる体制も整備している。

2 一般通信施設（西日本電信電話㈱ 滋賀支店）

(1) 建物

建物や無線鉄塔は震度6程度の大地震にも耐えられる耐震構造としている。

(2) 所外設備

ア 主要なNTTビル間を専用トンネルで結ぶとう道内は、難燃性ケーブルの使用や防火壁の設置等により、出火、延焼が起りにくい構造としている。

イ 地下管路は、地盤沈下対策、耐震対策、液状化対策等を実施している。

ウ NTTビル間を結ぶ中継伝送路は多ルート、2ルート化により複数のルートを確保している。

(3) 所内設備

ア 交換機や電力設備等に耐震対策を実施している。

イ 中継交換機等を設置しているNTTビルを分散し、危険回避を図っている。

ウ 電力設備は非常用の予備電源として、蓄電池、発電機を設置しており、商用電源が停電しても瞬断なく自動切り替えし電力を供給する。

(4) 災害対策用機器

ア 通信途絶の回避と指定避難所等の通信を確保するため、ポータブル衛星、超小型衛星通信装置、移動無線車等を配備している。

イ 交換機設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換機として、非常用交換機を主要地域に配備している。

連絡先

西日本電信電話㈱ 滋賀支店	大津市浜大津1-1-26	TEL 077-510-0961
---------------	--------------	------------------

3 警察通信連絡（県警察）

既設の警察有線通信設備、警察無線通信設備により通信を確保するとともに、多様な通信手段の開発を働きかけるなどして、災害時における通信障害発生時にも耐えられるよう整備を行う。

4 非常通信（非常通信協議会）

非常災害時において、公衆通信回線が途絶したり、またその利用が困難となったとき、電波法第52条の非常通信の活用のほか、災害対策基本法第57条、第79条、災害救助法第28条および水防法第20条の規程により、無線施設設置者の協力を求めて使用することができる。非常通信協議会は非常通信の円滑な実施を確保するための必要な体制を整備することを目的に、総務省を中心に無線施設の設置者や非常通信に関係の有する者により構成している。

無線施設設置者の通信設備を利用して町から県庁までの非常通信路を「非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに平素から関係機関が連絡を密にし、災害に備える。

5 郵便施設（愛知川郵便局）

現在、集配業務を行う主要郵便局は、ほとんどが鉄筋コンクリート造りに改善されているが、建築後、相当経年している局については、耐震性、不燃堅ろう性について十分とは言えない。

計画

1 県防災行政無線通信施設（県総合政策部）

県は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策および災害復旧対策の強化・確立に努めるとともに、システムや機器が災害時に有効に機能するよう、平常時から通信訓練等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

2 一般通信施設（西日本電信電話㈱ 滋賀支店）

西日本電信電話㈱ 滋賀支店は、大地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

(1) 地震災害による被害を回避または最小限にするために、下記の措置を実施する。

- ア 情報連絡体制の強化・充実
- イ 関係設備の監視強化・充実
- ウ 関係設備の点検整備
- エ 応急復旧用機器・資材等の把握および防御
- オ 回線等の応急措置の準備
- カ 災害発生危険設備の補強および防御
- キ 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施
- ク 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

(2) 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールを実施する。

(3) 輻輳緩和のため「全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）」サービスを提供する。

(4) 公衆電話の無料化（災害救助法適用地域に限定）を実施する。

(5) 「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援に努める。

3 警察無線通信施設（県警察）

警察通信施設にあっては、あらゆる災害に対処できるよう、県警察本部、各警察署、交番・駐在所および無線中継所における通信施設の耐震対策を進めているが、今後とも、警察通信施設の新設や更新時により一層の耐震性の向上に努める。

4 非常通信（非常通信協議会）

災害の発生時またはその恐れがある場合に、有線通信を利用することができないか、または、その利用が著しく困難な場合に、電波法第52条に規定する非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会（事務局：近畿総合通信局）との連携の強化に努める。

町、県および防災関係機関は、非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努める。

5 郵便施設（愛知川郵便局）

郵便物の運送、集配および配達の確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具の整備に努めることと、郵便局舎における防災設備の整備および災害時における応急復旧に必要な資料・用品の備蓄等の整備に努める。

第7節 放送施設の対策

[日本放送協会大津放送局、(株)京都放送滋賀放送局、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀、
FM ひがしおうみ、エフエムひこねコミュニティ放送(株)]

方針

災害時の情報収集・伝達の重要性に鑑み、各放送事業者は、保有する通信放送施設や設備の耐震性向上を図るなど災害予防対策に努める。

現況

1 日本放送協会大津放送局

地震災害に際して、放送の送出および受信を確保するため、災害対策規定を策定し、放送設備の被害を最小限に止めるとともに、災害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、早期完全復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払っている。

なお、県内の放送設備は、想定される非常災害に対して、対応措置を実施済みである。

2 びわ湖放送(株)

放送については、できるだけ予備系統を設け、被災時でも放送送出ができるよう、自家発電設備により停電時の対応に備えているほか、無停電電源による「お知らせ、アナウンス等」災害情報の放送が可能な設備になっている。その他、びわ湖放送制定の「災害対策要領」により、災害対策の万全を図っている。

3 (株)京都放送滋賀放送局

地震災害に際して、放送業務を確保するため、非常災害対策要領を策定し、これに基づき放送施設の防災ならびに緊急取材体制の充実を図っている。演奏所、送信所においては、非常電源設備を設置し、予備送信機、臨時空中線、予備回線、重量機器の固定、燃料確保、動員計画等を配し、有事に備えている。

4 (株)エフエム滋賀

地震災害発生時においても放送の送出が継続できるよう、放送系の予備系統、放送設備の耐震補強、自家発電装置、無停電設備を演奏所と送信所の両方に設置している。

5 エフエムひこねコミュニティ放送(株)

地震災害に対して、以下の対策を行なっている。

- (1) 放送設備は無停電電源を配置し、局舎には自家発電装置を設置し、常時電源の確保
- (2) 通信回線不通を想定し、町内をカバーできる業務用無線を配置して通信手段の確保
- (3) 局不在時の局員呼出連絡手段を確保

(4) 災害時での放送マニュアルを作成して災害対策放送に万全の体制を図る

連絡先

日本放送協会大津放送局 (略称NHK)	大津市打出浜3-30	TEL 077-522-5101 FAX 077-521-0785
びわ湖放送(株) (略称BBC)	大津市鶴の里16-1	TEL 077-524-0151 FAX 077-524-0412
(株)京都放送滋賀放送局 (略称KBS)	彦根市大東町13-1	TEL 0749-26-1215 FAX 0749-26-1220
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄19-10	TEL 077-525-0814 FAX 077-525-0836
FMひがしおうみ	東近江市八日市上之町9-488	TEL 0748-24-5501 FAX 0748-24-5502
エフエムひこねコミュニティ 放送(株)	彦根市立花町6-19 OBPビル2階	TEL 0749-30-3355 FAX 0749-27-3986

計画

1 日本放送協会大津放送局

想定を超える被害事例が生じた場合は、随時施設の改良を実施する。

2 びわ湖放送(株)

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器施設の保守等に万全を期し、避難者に必要な情報・告知等を遅滞なく放送できるよう努める。具体的には、次の対策を実施する。

- (1) 放送機器の倒壊、落下防止、その他諸設備については、全面的に補強整備が完了しているが、引き続き放送設備の防災化構造の推進を図る。
- (2) 社屋については、耐震性調査を行い必要な措置を講ずる。

3 (株)京都放送滋賀放送局

人身、設備の被災を最小限に留めるための防護施策に万全の措置を講じ、有事における放送電波の確保を行い、民心の安全に寄与する。また、平常時から定期的に訓練等を実施し、動員配備体制の整備に努める。具体的には、次の対策を実施する。

- (1) 放送局舎および施設の補修・補強を実施する。
- (2) 中継用移動無線機の伝播試験、機能向上に努める。
- (3) 非常用発電機の点検、エンジンの整備、燃料の備蓄等を行う。
- (4) 空中線の安全確保のため、点検補強を行う。

4 (株)エフエム滋賀

非常災害時、または発生の恐れがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平常時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。具体的には、次の対策を実施する。

- (1) 仮設スタジオにおける放送機材の整備

- (2) 演奏所事務部門の耐震補強対策の推進
- (3) 緊急時の交通路の事前把握
- (4) 食料や消耗品等の一定量の備蓄

5 エフエムひこねコミュニティ放送(株)、FMひがしおうみ

放送各社が、放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払うものとし、次の事項に関し、平常時から適切な措置を講じる。

(1) 施設、設備の整備

放送各社が別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置

(2) 防災関係資機材の整備点検

- ア 消耗品、機械等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備、その他恒常的に災害を受けるおそれのある地区への応急機材の配備）
- イ 無線中継状態の把握
- ウ 移動無線機等の伝搬試験
- エ 交通路の調査
- オ 非常持出機器、書類の指定
- カ 仮演奏所および仮設送信所の調査選定
- キ 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- ク その他必要と認められる事項

第5章 避難施設等の対策

[暮らし安全環境課、住民課、建設・下水道課、福祉課、教育委員会、東近江警察署]

方針

地震災害時に、町民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進を行うとともに、避難施設等については、自然社会状況の変化に応じて適切な施設を選定し、平素からその見直しと施設整備等に努めるとともに、地域および職場での周知徹底を図る。

現況

本町の避難事例は、河川氾濫および土砂災害の危険性によるものが多い。

計画

1 指定緊急避難場所および指定避難所等の指定・整備

(1) 避難施設の種類と選定基準

本町では、避難施設を「一時避難場所」「指定緊急避難場所」「指定避難所」「福祉避難所」に4区分して指定・整備を図る。

区分	概要	主な指定施設	災害対策基本法における位置づけ
一時避難場所	避難指示等が発令されたり、災害の発生が予想されるときに、一時的に避難する施設	公民館、集会所、草の根ハウス、地域総合センター等	
指定緊急避難場所	災害のおそれがなく、避難・待機する施設。地域の防災活動拠点としても機能する。	小学校、中学校、福祉センター等	指定緊急避難場所 (法第49条の4) 災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所
指定避難所	災害により自宅で生活できない被災者が一時的に避難生活をおくるための施設	(原則として、指定緊急避難場所と同一施設)	指定避難所 (法第49条の7) 災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
福祉避難所	要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所	福祉センター愛の郷、福祉センターラポール 秦荘 いきいきセンター	

町の指定する避難施設は、次の基準により選定する。なお、指定した避難施設は、自然社会状況の変化に応じ、適宜、見直しを図るものとする。

＊ 避難施設【資料編参照】

一時避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所の選定基準

施設の立地状況・構造・階数・規模および用途の観点から安全で適切な避難施設を選定する。

- ア 立地の状況 → 災害危険性が小さいと予想される場所
- イ 構 造 → 耐火・簡易耐火
- ウ 階 数 → 2階以上の浸水の恐れのない階が望ましい
- エ 規 模 → 収容人数50人以上
- オ 用 途 → 災害時の使用に問題がない（公共施設が主体）

(2) 指定緊急避難場所の指定・整備

指定緊急避難場所には、避難場所としての構造や規模などの機能を優先して充実させるとともに、地区の防災拠点と位置付けて防災施設等の整備を図る。

ア 避難場所としての構造や規模など機能の整備

イ 防災活動拠点としての強化

指定緊急避難場所は、単なる避難場所としてだけではなく、さらに進めて防災活動拠点としての機能の強化に努める。

(ア) 人員の強化

担当者の防災教育や災害時の職員派遣等を行う。

(イ) 防災活動設備の整備

有線・無線通信機器の整備の他、以下の施設・設備の充実を図る。

指定緊急避難場所が備えるべき施設と設備

項目		内容
避難場所 およびその 附属施設	避難広場 避難地内通路 出入口施設等 防災樹林帯等	芝生広場、グラウンド、駐車場 道路、通路 門、へい 防護壁、樹林
防災施設	防災センター 貯水施設 応急施設 備蓄施設 誘導施設 情報施設 消防・水防施設	総合管理施設、防災教育施設、備蓄施設 飲料水施設 仮設トイレ、仮設テント、寝具（毛布）、ごみ捨場 食料、医療品 照明施設、案内板、ランドマーク 受信・発信無線施設、広報装置 防災設備（土のう、放水銃、消火機械等）、工作用具、破壊用具、工作材料、運搬具（担架等）、炊出用具、情報用具（携帯無線）

(3) 一時避難場所の指定・整備

指定緊急避難場所以外の避難場所であり、比較的短期間の避難場所としての機能を有するものである。

(4) 指定避難所の指定・整備

指定避難所は、原則として、指定緊急避難場所と同一施設とする。なお、指定されている指定緊急避難場所のすべてを指定避難所として開設するわけではなく、被害の程度・状況により、開設しない指定避難所もある。開設する指定避難所の決定は、災害対策本部長が、災害の状況等を勘案して判断する。

指定避難所は、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となる。したがって、平常時において次のような基準により指定避難所を選定する。

- ア．耐震構造を有するなど比較的安全な公共建物
- イ．給水および給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できるもの
- ウ．救助物資等の保管スペース（屋内が望ましい）を有するもの
- エ．なるべく被災者の居住地に近く、かつ集団的に収容できるもの

指定避難所に指定する公共的施設については、避難所の円滑な立ち上げができるようレイアウト図などの施設の利用計画の策定、仮設トイレ、給水タンク、パーティション、非常用電源、防災行政無線端末や衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器の整備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて取り決めておく。また、施設管理者と協力し、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、在宅避難者の支援のための拠点の設置や、車中泊避難を行うためのスペースの設置等を定めた在宅避難者の支援方策・車中泊避難者の支援方策について検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や在宅避難者・車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄も含めて検討する。さらに、被災者とともに避難する家庭動物のための飼育スペースを確保、または家庭動物同伴者のための避難所として、既存施設を利用することを検討する。

(5) 指定緊急避難場所および指定避難所における施設・設備等の改善・充実

避難者のスムーズな収容と安全確保等のため、施設・設備等の改善・充実を図る。

ア 施設の安全性の向上

- (ア) 盛土、高床、防水壁等の耐水設備の整備
- (イ) 避難場所および周囲の不燃化（消火栓、防火水槽、防火林等の防火設備の整備を含む。）
- (ウ) 避難施設の耐震化

イ 迅速な避難・収容のための施設整備

- (ア) 避難場所案内図の整備
- (イ) 誘導標識、避難場所表示板の整備
- (ウ) 入口付近の拡張、障害物の除去、適切な照明の設置

- (エ) 駐車場の確保
- ウ 収容者の滞在援助
- (ア) 非常用食料、日常生活品の備蓄
- エ 多様な災害時情報伝達手段の確保
- (ア) 防災等に資する Wi-Fi 環境の整備

2 災害危険箇所ごとの避難場所および避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、毎年これを見直し、必要に応じて広報に掲載し、町民に周知徹底を行う。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路

3 避難施設の管理者等との事前協議

災害時に避難施設として適切な対応が採れるよう、指定緊急避難場所または指定避難所となる施設の管理者等と平常時から十分な事前協議を行う。

- (1) 町が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。
- (2) 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。
- (3) 迅速な施設開設のため、施設管理者との連携体制の強化や適切な鍵の管理徹底に努める。
- (4) 企業、事業所の敷地や建物を、災害時における避難場所等として使用できるよう協定締結に努める。

4 指定避難所の管理運営体制の構築

町は、指定避難所を地域住民や自治会、自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう平常時から各自の役割分担を明確化するとともに、施設管理者との連携による避難所運営管理に関する訓練を定期的実施する。

5 避難路設定の検討

地震直後の同時多発火災などから住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る必要がある。

(避難路)

広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路または緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 幅員が 15m 以上の道路または幅員が 10m 以上の緑道
- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路または緑道（アに該当するものを除く。）

※（地震防災対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき主務大臣が定める基準。平成16年6月29日改正 国土交通省告示第767号）

このため町、県、国等の道路管理者は、計画的に避難路の整備を推進する。

なお、整備にあたっては沿道建築物の倒壊落下対策や、電線の地中化を推進するなど、避難

時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

(1) 避難路は、次の点等を考慮し、その設定を行う。

ア 避難路の整備は、要避難地域から避難先までが長距離で、また災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。

イ 避難路は、原則として交差しないように設定する。

ウ 高圧ガス等、危険物施設に隣接する道路は、避難路に設定しない。

(2) 避難路としての道路・橋梁の新設や増幅・歩道等の改良は、防災まちづくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。

(3) 沿道建物やブロック塀の倒壊、落下物等により道路閉塞が生じないように、障害となりうる塀や看板等の撤去・改善を進める。

6 避難に関する情報の周知・広報

避難に関する情報（避難先、避難方法、家庭動物の受入れ方法等）について、防災マップ・広報等の配布を通じて、町民に対する周知の強化を行う。とり分け、浸水想定区域については、洪水予報等の伝達方法や避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項を定め、愛荘町防災ガイドブックの配布等の措置を講じて周知徹底を図る。

7 福祉避難所の整備

福祉避難所は、要配慮者のための避難所としてあらかじめ指定するものであり、災害発生時に要配慮者の状況を踏まえた上で、二次的な避難所として開設する。

なお、福祉避難所の指定にあたっては、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考とし、施設、設備の充実といったハード面、ホームヘルパーや生活相談員等の配置といったソフト面の充実に努める。

8 応急仮設住宅の建設のための備え

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から建設適地を把握しておくことが重要であり、町は次の点に留意し建設適地の選定に努める。

(1) 二次災害発生の危険性の把握

崖の近傍や延焼等の恐れのある住宅密集地等、二次災害の危険性がある場所を避けるなど、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

(2) 水道、電気、ガス等の条件把握

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所、または仮設により容易に設置できる場所を選定する。なお、これらの施設整備が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を把握しておく。

(3) 応急仮設住宅建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

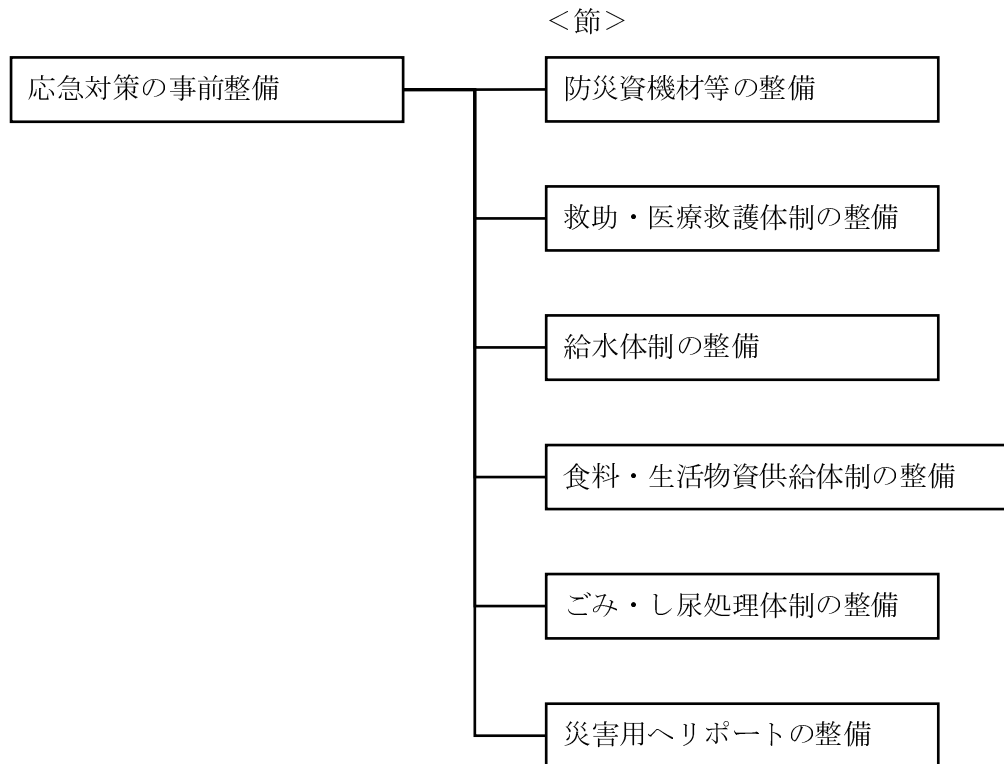
9 公営住宅の利用のための備え

東日本大震災では公営住宅等を借り上げて応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が

広く利用されたことを踏まえ、町は、公営住宅の状況から「みなし仮設」として提供できる戸数等を常に把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

第6章 応急対策の事前整備

章の体系



第1節 防災資機材等の整備

[暮らし安全環境課、建設・下水道課、住民課、福祉課]

方針

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、有事の際にその機能を有効に発揮できるよう、点検・整備を実施する。また、水防倉庫のほかに、新たな防災用資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等の配備を図る。

現況

防災関係用の資機材としては、現在、災害対策本部用のものと主要河川沿いに2箇所設置されている水防倉庫用の資機材が整備されている。

＊ 水防倉庫の整備基準【資料編参照】

計画

1 水防用資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際し、その機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については、逐次、補充を行う。

災害時の資材確保のため、水防区域近住の資材業者等の手持ち資材量を調査しておいて、緊急時の補給に備える。

水防管理団体は、災害発生に伴う停電時の情報確保のため、電池式受信機を設備するように努める。また、水防従事者の安全確保のため、携行式通信機器やライフジャケットを確保するよう努める。

2 防災用資機材庫等の設置

水防倉庫については、水防用資材および機材を備蓄するもので、大きさは3.3㎡以上とする。設置場所は、水防活動に便利な場所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

防災用資機材庫は、地域住民が自主防災組織や自治会を中心に、災害時や訓練時に使用できるよう設置する。

- (1) 町内における防災用資機材庫（町コミュニティ防災センター併設あるいは単独）の設置
- (2) 町庁舎付近における緊急資材置場の確保
- (3) 避難施設における医薬品・救護用機器等の整備
- (4) 救助・救急資機材の備蓄

消防・警察・自衛隊・県・町等の各機関は、迅速・的確な救急・救助活動を遂行するため

に必要な資機材の備蓄を推進する。

また県・町は、地域の自主防災組織の資機材整備のための支援に努める。

3 防災用資機材の整備品目と調達

防災用資機材等の整備品目は次のとおりとし、緊急時における調達方法の確立を図る。

防災用備蓄資機材庫の必要資機材

用途	品名	備考
消火用具	消火器 初期消火用バケツ 小型動力ポンプ	
水防用具	防水シート 縄・ロープ	
情報連絡用	携帯用無線（トランシーバー） ハンドマイク トランジスタラジオ 警笛	
保護用具	防護ヘルメット 軍手・手袋 雨合羽、ライフジャケット	
照明用具	投光器 携帯用発電機 コードリール LED懐中電灯	発電機燃料 乾電池
救出・救護用具	担架、毛布、タオル、 応急医療セット、酸素蘇生器 電池式吸引器 ろ水機、ロープ、チェーンソー	
食料品関係用具	飲料水用給水タンク、白米、カンパン、 缶詰、粉ミルク、炊飯器具、食器	

上記の防災資機材等を整備するほか、地震災害時に予想される建築・構造物の倒壊・破損に対応するため、これらの除去・復旧に要する重機等の借上げについて、関係業者と応援協定を締結するように努める。

＊ 災害時応急措置の協力に関する協定書の様式（滋賀建設重機協同組合）【資料編参照】

4 自家発電機の設置

災害時に対応できるよう、公共施設に自家発電機を設置するとともに、燃料についても備蓄しておく。

第2節 救助・医療救護体制の整備

[東近江消防本部、健康推進課、福祉課、関係医療機関]

方針

町は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・町民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療救護体制の充実、医薬品の確保に努める。

地震災害時の救助・医療救護活動は、傷病者の救出・救護・搬送および病院の受入れと一連の体制を円滑に実施する上で、災害時における医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するための広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるとともに、関係機関が連携を密にして集団救急事故（集中的に短時間の間に多数の傷病者が発生した事故）等における救助・医療救護体制の充実・強化を図る。

現況

町の医療救護体制については、湖東保健医療圏内の関係機関で構成される湖東地域救急高度化推進協議会（事務局：彦根市消防本部警防課）および滋賀県広域消防相互応援協定等においては、集団救急事故対策等について協議・検討するとともに、東近江消防本部が軸となって管内の救急病院と定期的な会議を持ち、災害時の医療救護体制の充実に努めている。

連絡先

彦根医師会	彦根市八坂町1900-4（くすのきセンター3階）	TEL 0749-23-3580
-------	--------------------------	------------------

計画

1 救助体制の整備

広域的または局地的に発生が予測される救助要請に対処するため、より高度な知識・技術を有する救助隊員を育成するとともに、救助用資機材の整備を図る。

町は、地域における救助体制を充実するため、地域住民や地域内の企業等で組織される自主防災組織の育成と活性化を推進する。

また、日頃から常備消防や消防団と自主防災組織が一体となった救出・救助訓練を実施するなど、相互の密接な連携体制の確立に努める。

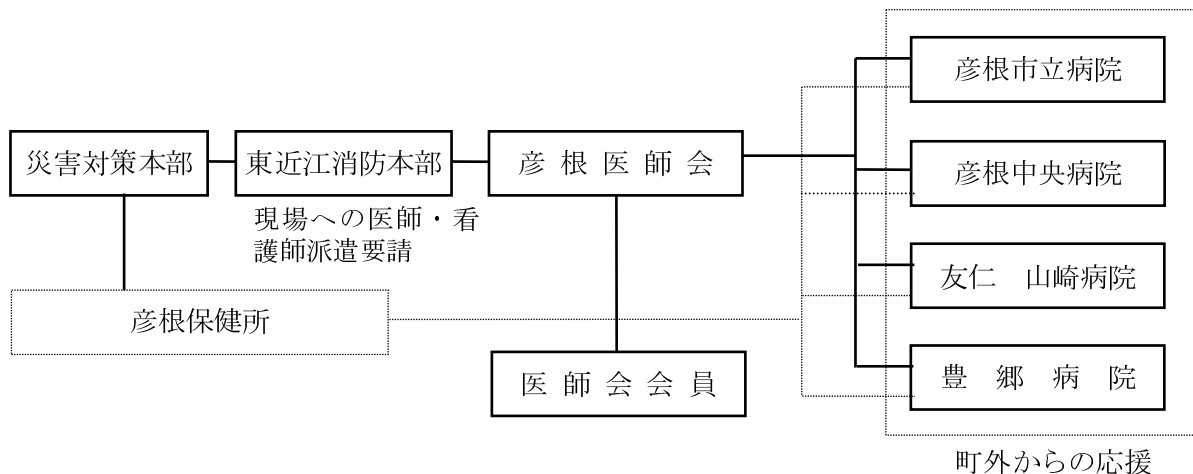
2 医療救護体制の整備

救急救護事象に対処するため、救急救護資機材の備蓄・開発を推進し、医療機関との情報通信機能の確保と有機的な連携協力のもと、一貫性のある医療救護体制の確立を図る。

町が整備すべき短期的課題としては、東近江消防本部と救急告示病院との連絡会議による協力体制を軸として、次の現場活動体制を確立する。

- (1) 災害現場への医師・看護師の派遣に伴う諸手当、医薬品等の入手経路等、その手続および処理の方法を具体化していく。
- (2) 平常時の体制から災害時の体制へ円滑に移行できる体制として、次のような現場活動機構・体制を確立する。

東近江消防本部からのホットライン（突発性事故）



また、発災初期段階における負傷者等に対する医療救護が、その軽・重に応じて迅速かつ適切に実施されるよう必要な体制の整備を図る。

- (1) 災害現場やその周辺に救護所を設置するための体制を整備する。
- (2) 救急告示病院と密接な連携をとり、協力体制の確立を図る。
- (3) 彦根医師会と災害時の応急医療に関する協定締結を推進する。
- (4) 町内に休日救急診療所がないため、休日の急病診療は在宅の診療所が当番制で行なっている。急病診療を実施する診療所は、診療設備の整備・充実を図る。

3 医薬品の確保

初動医療救護活動に必要な医薬品について、病院、医師会および滋賀県医薬品卸協会との連携を図りながら、調達および備蓄、配備を行う。

- (1) 主要な避難施設（指定緊急避難場所）において、必要に応じて資機材および医薬品等を配布する。
- (2) 医薬品を確保するため、町内薬局、医薬品販売業者等との協力協定締結を推進する。

＊ 災害時応急措置の協力に関する協定書の様式（彦根薬剤師会）【資料編参照】

医薬品販売業者の連絡先

販売業者名	販売業者住所	電話番号
有川製薬(株)	彦根市鳥居本町425	0749-22-2201
(株)スズケン 彦根支店	彦根市小泉町865-1	0749-24-0301
(株)ケーエスケー 近江八幡支店	近江八幡市中村町20-9	0748-32-1011
アルフレッサ(株) 長浜支店	長浜市勝町821	0749-63-8212

販売業者名	販売業者住所	電話番号
中北薬品(株) 長浜支店	長浜市八幡中山町723	0749-62-0697
井筒薬品(株) 湖北支店	米原市高溝240-6	0749-52-6565

令和元年12月20日現在

4 血液の確保

血液の確保については、県赤十字血液センターに依頼する。



5 自主救護能力の向上

町民の自主救護能力の向上のため、応急救護の知識・技術の普及を図る。

第3節 給水体制の整備

[水道事務所、くらし安全環境課]

方針

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最小限の生活用水を確保し、町民に配給する応急給水体制の整備を図る。

現況

本町の給水体制は、次のとおりである。

上水道施設

事業主体名	計画給水人口	給水区域内 現在人口	現在 給水人口	原水の種類	現在施設 公称能力	備考
愛知郡水道事務所	34,200人	33,591人	34,161人	深井戸	17,500m ³ /日	
(うち愛荘町分)	(21,078人)	(21,078人)	(20,520人)	(深井戸)	(11,042m ³ /日)	施設能力は前回63.1%のため、今回も同じ回答

(令和6年3月31日現在)

計画

1 給水の整備目標

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。

最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

飲料水の確保	1人1日3リットル
最低限の生活用水の確保	1人1日20リットル

2 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ過機、給水車、運搬車両等の必要資機材の整備・充実を図る。

3 施設の耐震化の推進

水道施設の耐震化等の安全対策については、平成27年6月に厚生労働省で作成された「水道の耐震化計画等策定指針」を参考に、既存水道施設の構造形式、立地場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、飲料水確保の観点から配水池の整備・耐震補強や給水重要施設（医療機関、福祉施設、指定避難所となる施設等）への基幹配水管路の耐震化を優先的に行うなど、効果的、効率的な対策を推進する。

4 復旧体制の整備

水道事務所は、被災時における速やかな復旧活動を行うため、指揮命令系統、外部支援者の受入体制、資機材の備蓄や図面等の整備、住民への広報内容等を定めた災害時の行動指針を策定する。

また、応急給水量や復旧期間等の目標を明確にし、迅速確実な対応が図れる体制を整備する。

5 多系統化の推進等（バックアップシステム）の構築

緊急時の給水能力を確保するため、隣接する水道事業体間との連絡管はもとより、広域的バックアップ機能を充実強化するとともに、井戸等の既存小規模水源の維持・保全により緊急時用水源の確保を図る。

また、大口径配水管、大容量送水管などの整備や配水池容量の拡大等により貯水能力の強化を図る。

6 民間との協力体制

上水道施設災害応急復旧作業に関する協定に基づき、災害が発生し緊急に応急給水の実施および浄水施設を復旧する必要がある場合には、愛知上水道工事組合に対し、作業資機材および労力等の提供の協力を要請する。

7 自助努力の促進

町民および自主防災組織等に対し、貯水および給水に関する指導を行い、自給率を高めるとともに、災害時給水活動の担い手として積極的な協力が得られるようにする。

(1) 町民に対し、次のような対策の指導を行う。

ア 家庭において前1「給水の整備目標」の水量を基準に、世帯人数の3日分を目標として貯水する。

イ 水道水等、衛生的な水を貯水する。

ウ 貯水には、衛生的で破損、水漏れのしない安全な容器を用いる。

エ 住民の自主的節水協力要請

(2) 自主防災組織に対し、次のような対策の指導を行う。

ア 応急給水を円滑に実施するため、給水組織の編成を準備する。

イ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、利用方法の習熟を図る。

ウ ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒薬、燃料等、応急給水に必要な資機材等を整備する。

エ 給水地域案内情報の提供

8 非常災害用井戸の認定

町は、災害時に水道が断水した場合に不足するトイレ、掃除、洗濯などに用いる生活用水を確保する手段の一つとして、井戸所有者から協力を募り、災害時に近隣住民が利用できる非常災害用井戸として認定し、その井戸の所有者の同意を得て、標識の掲示や広報紙・ホームページへの掲載、自主防災組織への情報提供など地域住民への周知を図る。

第4節 食料・生活物資供給体制の整備

[住民課、くらし安全環境課、教育委員会、県]

方針

災害応急対策の生活救援活動が、迅速かつ適切に行えるよう、食料・生活物資等の供給体制の確立・充実を図るとともに、備蓄の促進に努める。ただし、災害救助法が適用された場合を想定し、県と十分な協議・調整の上、整備を図る。

現況

日赤愛犬地区（彦根保健所内）では、住宅火災時における見舞い品程度の物資を保管しているが、災害時用の救助物資は備蓄していない。ただし、県では毛布、乾パン、アルファ化米、サバイバルフーズを県計画に基づき備蓄しており、本町日赤分区でふとん、タオル、ローソク、懐中電灯等を備蓄している。

また、災害時の炊出活動は、被害規模、対策期間等により、必要資機材の数量や実施体制、供給および備蓄方法の具体化に長期の検討を要するため、現状で可能な範囲の対応について、必要な炊出体制を具体的に定めておく。（第3部第8章第2節「食料」の食料の応急配給を参照）

計画

1 備蓄品の整備目標

被災者へ支給する食料・生活物資等の1人当たりの支給量、品目および整備目標を定め、備蓄の促進に努める。その際、要配慮者、女性等に配慮した物資の備蓄に努める。（第3部第8章第2節「食料」の食料の応急配給を参照）

なお、災害応急活動に従事する職員のための食料・飲料水についても、町外からの応援職員の人員も、ある程度見込んだ上で、必要量を備蓄するものとする。

2 備蓄庫等の整備

町は、防災関係施設や防災地区の主要な避難施設（指定緊急避難場所）に、食料・生活物資の備蓄の確保に努める。（第3部第8章第3節「生活必需品」の給貸与または対象品目を参照）

なお、被災時における迅速な対応を図るため、愛荘町消防センターの他、各指定避難所やその近郊における分散備蓄に努める。

3 緊急輸送活動のための輸送施設等の把握・点検

災害発生時における物資供給活動等のために確保すべき道路やヘリポート等の輸送施設、および体育館等の輸送拠点について、把握・点検を行う。

4 物資等の調達・供給に関する情報共有システムの整備

物資等の配送・到着状況や指定避難所等のニーズを把握するため、物資調達事業者、物流事業者、指定避難所内外の被災者等と、物資等の調達・供給に関する情報を共有できるシステムの整備について検討する。

5 町内外事業所等との協定促進

災害時に必要なものをすべて町で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要なものは町で備蓄を行い、それ以外は町内外事業所等からの調達を図る必要がある。そのために食品（特に、米、パン、味噌、食塩）や生活物資の供給確保に関して、湖東土木事務所、彦根保健所、日赤地区分区と協議し、地域における各業者（食料品販売業者等）を選定するとともに、供給に関する協定の締結を進める。

＊ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書の様式【資料編参照】

6 自助努力の促進

(1) 目標

災害に備えて、次の事項を町民の自助努力の目標とする。

- ア 家庭で1週間程度の最低生活ができる食料・物資の備蓄
- イ 家庭で3日分程度の非常持ち出し用の食料・物資の準備
- ウ 助け合い運動の推進
- エ 共同備蓄の推進

(2) 実施の指導

町は、町民に対し、上記の事項の実施について、広報等を通じ指導する。

なお、具体的内容は次のとおりとする。

ア 緊急食料・物資の備蓄

水、米、乾パン、麺類、粉ミルク、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等長期保存の可能な食料と乾電池、紙オムツなどの緊急物資を、1週間分程度備蓄する。

イ 非常持ち出し用の食料・物資の準備

3日分程度の食料・物資を準備する。非常持出物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等についてはおおむね次の基準により準備する。

(ア) 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、胃腸薬、かぜ薬、包帯、三角布、油紙、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、携帯トイレ、トイレットペーパー、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、ちり紙、石けん、ビニール、食器、鍋、はし、スプーン等

(イ) 必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、毛布等

(ウ) 自主判断によるもの

貴重品、その他

ウ 助け合い運動の推進

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて指導する。

エ 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。こうした共同備蓄の推進は、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災組織の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、町民個々の物資のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ござ、発煙筒等を自主防災組織ごとに計画する。

第5節 ごみ・し尿処理体制の整備

[くらし安全環境課、建設・下水道課、湖東広域衛生管理組合]

方針

町は、関係機関の協力のもと、災害によって発生するごみおよびし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と住民生活の安定を図る。

現況

本町のごみ処理は、町内全域を対象として家庭系ごみは委託業者が、事業系ごみは許可業者が収集し、収集されたごみは、湖東広域衛生管理組合リバースセンターおよび彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地において適正に処分している。

また、し尿については、下水道の水洗化率が92.4%（令和6年4月1日現在）であり、残りはくみ取りと浄化槽での対応となっている。し尿の収集は、町内全域を対象に湖東広域衛生管理組合の委託業者が計画的に収集（定期収集および随時収集）を実施している。

ごみ処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	備考
湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	東近江市平柳町3-1	45-5067	22.0 t / 7時間	可燃ごみ処理施設
彦根愛知犬上広域行政 組合 小八木中継基地	東近江市小八木町19	45-3666	2,872.8㎡	不燃ごみ一時保管 施設

し尿処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	施設処理対象人口	備考
湖東広域衛生管理組合	豊郷町八町500	35-4058	43.0㎥/日	3,818人	令和6年 3月31日時点

計画

1 ごみ処理体制の整備

災害後に町民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

災害廃棄物については、県と連携し、不測の事態に備えるため、環境省の災害廃棄物対策指

針を参考に、令和4年2月18日に愛荘町災害廃棄物処理実施計画を策定しているおり、計画に準じ、下記の行動を実施する。

- (1) 災害廃棄物処理にかかる収集運搬および処分について令和3年6月11日、令和5年5月1日に民間業者と協定を結んでいることから、情報を共有しつつ適正に災害廃棄物を処理する。
- (2) 災害廃棄物等の仮置場の配置計画、広域的な処理・処分計画等について滋賀県や協定業者とともに検討を進める。

2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設の機能が停止した場合や、避難場所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(1) 災害時用仮設トイレの整備

災害時には民間業者と仮設トイレの設置にかかる協定を結んでいることから、必要に応じて、仮設トイレの設置により対応する。また、マンホールトイレの導入についても、一部の町有施設で導入済みである。

(2) 資機材の整備

(3) 搬送体制の確立

権限移譲している湖東広域衛生管理組合が民間業者と収集にかかる災害協定を結んでいるため、湖東広域衛生管理組合と協議しながら収集体制を確立する。

(4) 処理方法の検討

豊楠苑の処理能力を超えるし尿が発生した場合は、広域処理で対応する。

第6節 災害用ヘリポートの整備

[東近江消防本部、くらし安全環境課]

方針

地震災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により、被災地域への救急、救護活動、火災防御活動、緊急物質の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。

こうした状況では、ヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、災害用ヘリポートの整備を推進する。

現況

現在、災害用ヘリコプター発着場として7箇所を指定している。

災害用ヘリコプター発着場

番号	ヘリコプター離発着場名	所在地	連絡先
1	ふれ愛スポーツ公園野球場	愛荘町長野 1973 番地	42-7503
2	(株)京都製作所グラウンド	愛荘町愛知川 1267 番地	42-4111
3	秦荘東小学校	愛荘町東出 25 番地	37-2004
4	秦荘西小学校	愛荘町島川 1162 番地	42-2244
5	秦荘中学校	愛荘町安孫子 730 番地	37-2005
6	秦荘グラウンド	愛荘町軽野甲 100 番地	37-3383
7	ラポール秦荘 けんこうプール駐車場	愛荘町蚊野 2978 番地 1	37-4777

計画

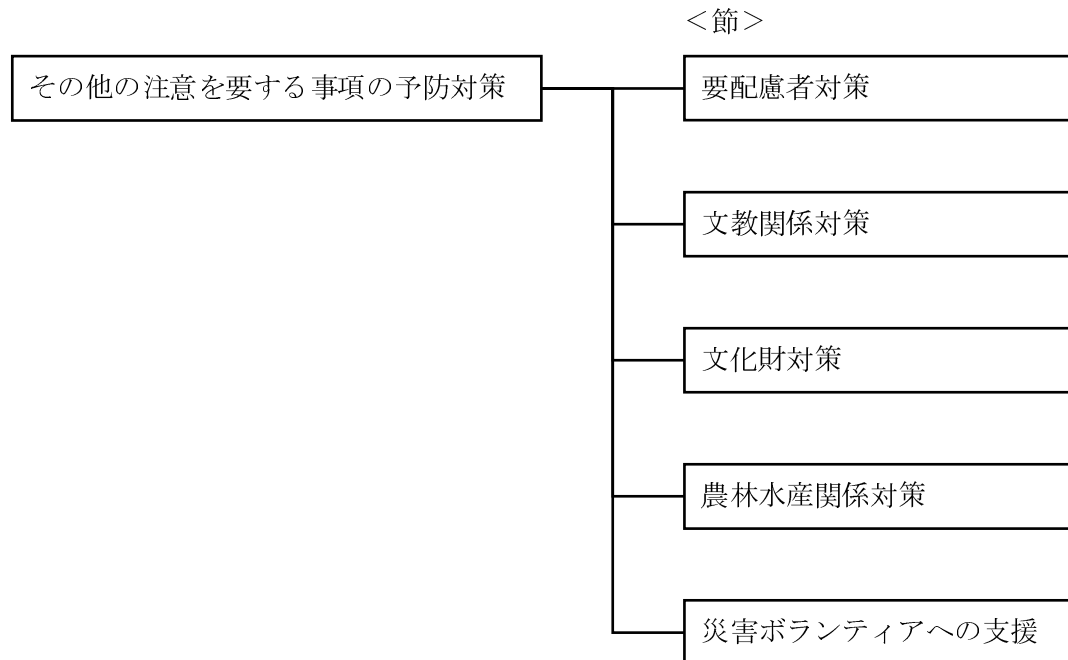
1 災害用ヘリポートの指定・整備

あらゆる災害応急対策活動に対応するため、現在指定されている災害用ヘリコプター発着場に加え、ヘリポート指定基準に適合する候補地を選定し、適宜、追加指定、条件整備を進める。

なお、ヘリポートと避難施設は分離するのが望ましいが、やむを得ず併用する場合は、地上安全確認要員の配置等の措置をとる。

第7章 その他注意を要する事項の予防対策

章の体系



第1節 要配慮者対策

[福祉課、くらし安全環境課、東近江消防本部]

方針

災害時における高齢者、障がい者、医療等を必要とする在宅療養者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。

特に、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行（平成28年4月）に伴い、障がい者から社会的障壁を取り除くための何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で対応すること（合理的配慮）が求められている。

このため、町は、県と連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、指定避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

現況

現在、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者への対応については、平成27年度に改訂した「愛荘町避難行動要支援者避難支援計画」をもとに、避難行動要支援者の情報収集等に取り組んでおり、委員会を設置して計画の推進を図っている。

また、愛知郡緊急通報システムは、平成24年度に愛知郡消防本部から大阪ガスに民間委託を実施したため、愛荘町緊急通報システムに変更となった。

要配慮者に該当する人

	要介護 高齢者	一人暮らし 高齢者 (75歳以上)	高齢者のみ 世帯 (75歳以上)	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	在宅療養者	外国人
人数	646人	380人	350人	318人	173人	79人	26人	926人
総人口比	3.0%	1.8%	1.6%	1.5%	0.8%	0.4%	0.1%	4.3%

	乳幼児（就学前まで）	妊産婦
人数	1,707人	568人
総人口比	8.0%	2.7%

町人口：21,314人、町世帯数：7,703世帯（平成29年6月末現在）

＊ 要配慮者利用施設【資料編参照】

計画

災害発生時における要配慮者利用に関する予防計画は、次とおりである。

第1 避難行動要支援者対策

災害発生時において、高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安全確保を図るため、町、社会福祉施設等の管理者は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、福祉担当課と防災担当課との連携の下、災害発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援対象者名簿（同意を得ない対象者全員名簿）を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援対象者名簿の範囲

避難行動要支援対象者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には愛荘町避難行動要支援者避難支援計画に定める。

ア 満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者

イ 要介護1以上の認定を受けている者

ウ 身体障害者手帳1級・2級または聴覚・視覚3・4級を有する者

エ 療育手帳A1・A2を有する者

オ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を有する者

カ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者

キ 外国人

ク 0歳から小学校就学前の者

ケ 母子健康手帳発行者および産後1年までの者

コ その他、家族等の支援が困難なため非常時に支援を希望する者

(2) 避難行動要支援対象者名簿に掲載する情報

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所または居所

オ 避難支援等を必要とする事由

カ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿（同意を得た対象者名簿）情報を提供

するものとする。

ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体および個人とする。

ア 消防機関

イ 警察機関

ウ 民生委員・児童委員

エ 社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ 自治会

キ その他愛荘町避難行動要支援者避難支援計画に定める団体等

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援対象者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(5) 名簿の更新

町は、住所の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援対象者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(6) 名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿（同意を得た対象者名簿）の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

(7) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(8) 避難支援体制の確立

ア 町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

イ 町は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち

退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 町は、災害応急対策に従事する避難支援者等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 町は、指定避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(9) 防災教育・訓練の充実等

町は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料・医療品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間ならびに他の施設、近隣住民およびボランティア組織と入所者の実態に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 入所者情報の整備

施設の管理者は、災害発生による避難に備え、入所者の名簿および避難（移動）手段および生活支援に関する個人情報を整えておく。

(5) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害発生時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第2 避難生活における要配慮者支援活動

1 在宅の要配慮者の対策

(1) 対象者の範囲

防災上対象となる要配慮者の範囲は、在宅で生活を営む重度心身障がい者、寝たきり高齢者、乳幼児およびこれらに準じる者。

(2) 在宅の要配慮者のための災害対策マニュアルの作成等

町は、高齢者・障がい者等の要配慮者やその介護者が普段から地震災害に関する基礎的な知識や災害発生時取るべき行動について理解や関心を高めるため、地震対策マニュアルを作成する等、必要な知識の普及啓発に努める。

(3) 要配慮者の把握、安否確認・救護体制の整備

町は、災害時における在宅要配慮者の安否確認体制を確保するため、在宅の要配慮者の把握に努める。これらの対象者の情報は、個人情報保護の立場からその管理に十分な注意の上で、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画への活用にも努める。

要配慮者のうち寝たきり、独居等の高齢者および障がい者を主体に、町職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者および東近江消防本部による災害発生直後の救護体制の確立を図り、あわせて自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織、警察等との連携、関係各課の内部体制を強化し、要配慮者の支援体制を確立していく。

このため、町は、毎年出水期前に定時整備として、民生委員・児童委員協議会を通して、避難行動要支援対象者名簿の情報整理に逐次努めるとともに、愛荘町緊急通報システムの拡大運用（センター方式等）を推進していく。

(4) 地域でのネットワーク体制の確立

広報等により、在宅の要支援者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行うとともに、地域の民生委員・児童委員や福祉ボランティアおよび周辺の自主防災組織、自治会等に協力を要請し、地域でのネットワーク体制の確立を図る。

ア 在宅の要支援者およびその家族に対する指導

(ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

(イ) 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。

(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導

(ア) 自主防災組織、自治会等において、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。

- (イ) 災害発生時には、対象者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域防災訓練等に、要配慮者およびその家族が参加するよう働きかける。
- (エ) 民生委員・児童委員に対し、研修会等を通じて、防災面での地域協力の気運を盛り上げるよう働きかけていく。
- (オ) 町および東近江消防本部は、自治会や自主防災組織等を通じて、地域協力を求めている。

(5) 愛荘町緊急通報システムの拡充

県・町は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できる愛荘町緊急通報システムを高度化、拡充させ、迅速な通信体制の確立を図っている。

また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

(6) 社会福祉施設への緊急入所

県・町は、災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障がい者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておく。

2 外国人等への対策

前記以外に、日本語の理解が困難な外国人や、地理に不案内な旅行者等も、避難行動要支援者に位置付けられる。

これらの人々が安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

- (1) 外国人等への防災知識、訓練の普及
- (2) 外国語による防災情報等の表示の推進

外国人に対して、外国語表記の防災リーフレット等の広報印刷物を配布する。

- (3) 外国人等が自分で行動できる条件の整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動、防災訓練等の実施においては英語やポルトガル語を併用する。また、道路標示、避難場所表示等もローマ字併記や「やさしい日本語」を併用する。

- (4) 地域でのバックアップ体制の確立

周辺の自主防災組織、自治会、町国際交流協会等に協力を要請し、地域でのバックアップ体制の確立を図る。

3 指定避難所における要配慮者への配慮

町は、指定避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、バリアフリースイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、文字放送テレビ等の整備を進める。要配慮者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く

冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。

また、一般の避難所生活が困難である障がい者等の要配慮者のために、特別の配慮がなされた福祉避難所を指定するよう努める。

4 応急仮設住宅における要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては応急仮設住宅の一定割合を高齢者・障がい者対応型とするなど、要配慮者へのきめ細かい配慮を行う。

また、同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

第2節 文教関係対策

[教育委員会]

方針

学校、その他文教関係施設における児童・生徒・園児の保護安全のため、施設の保安全管理や防災教育および避難訓練の実施等に努める。

現況

本町における学校施設は、以下のとおり、県立高校2校、町立中学校2校、小学校4校、町立幼稚園2園がある。

学校名	住所	電話番号
県立愛知高等学校	愛荘町愛知川102	42-2150
県立愛知高等養護学校	愛荘町愛知川102	49-4000
町立愛知中学校	愛荘町市779	42-2162
町立秦荘中学校	愛荘町安孫子730	37-2005
町立愛知川東小学校	愛荘町豊満573	42-2307
町立愛知川小学校	愛荘町沓掛480	42-2037
町立秦荘東小学校	愛荘町東出25	37-2004
町立秦荘西小学校	愛荘町島川1162	42-2244
町立愛知川幼稚園	愛荘町市1736	42-2110
町立秦荘幼稚園	愛荘町安孫子642	37-3696

計画

1 文教施設の保安全管理

文教施設の管理者は、常にその施設の保安全管理に努める。

平常時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所または不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

2 公立学校における防災体制

校・園長は学校・幼稚園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

(1) 緊急避難計画

ア 学校・園内での活動中を想定した計画

- (ア) 校内防災組織および避難場所を確立する。
- (イ) 避難訓練のマニュアルを作成する。
- (ウ) 年間計画の中に学校・幼稚園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- (エ) 発災時における教職員の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
- (オ) 学校・幼稚園の施設・設備の状況を把握する。
- (カ) 避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法を明らかにする。
- (キ) 教職員の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

イ 学校・幼稚園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(2) 防災体制

ア 災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- (ア) 児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素より、災害時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り保護者との連絡方法を確認しておく。
- (イ) 教育委員会、警察署、東近江消防本部（団）および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- (ウ) 緊急時の所属職員の非常召集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
- (エ) 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - a 各学校・幼稚園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - b 学校・幼稚園が指定避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - c 職員個々の緊急時に登校する学校・幼稚園を明らかにし県教育委員会または町教育委員会に登録するとともに、県教育委員会または町教育委員会を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
 - d このマニュアルはあくまで初動体制（発生 5 日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

イ 幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。

ウ 幼児、低学年児童、障がい児、外国人児童等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、町の協力を得られるように、日頃より連携を密にする。

エ 特に特別支援学校にあっては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。

オ 緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）を確保する。

カ 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。

- キ 通学路等の危険箇所、地域の避難場所、スクールバス運行経路等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。
- ク 各学校・幼稚園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

第3節 文化財対策

[教育委員会、東近江消防本部・団]

方針

文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施および所有者、管理者等への防災意識の啓発等の施策を行う。

現況

本町には、国指定有形文化財が18件、国指定名勝が1件、県指定有形文化財が5件、県指定史跡が1件、町指定有形文化財が19件、町指定史跡が1件、さらに国登録文化財が20件存在し、文化・学術・観光資源としても重要である。

＊ 町内の文化財一覧【資料編参照】

計画

1 施設等の整備

文化財の所有者および管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。

なお、整備に多額の費用が必要な場合は、町費補助の処置を図る。

(1) 火災対策

- ア 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- イ 消火設備（屋内・外消火栓設備、連結送水管設備、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備）
- ウ 防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）
- エ 周辺環境（周辺市街地の不燃化、防火帯、消防道路）
- オ 火気の使用制限（禁煙区域の設定）

(2) 落雷対策

避雷針の設置

(3) その他の対策

- ア 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿、崖崩れ防止対策）
- イ 薬剤処理（防虫予防）
- ウ 施設への委託保管
- エ 防災施設・機器の点検整備

2 視察等による指導

教育委員会は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回視察等を行い、防災上必要な勧告、助言、指導を実施する。

3 地震に対する措置

地震動による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

また、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努める。

- (1) 建造物は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。
- (2) 建造物、美術工芸品とも防災施設整備事業を推進する。
- (3) 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。
- (4) (公財) 滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し修理や防災施設の整備を推進する。
- (5) 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

4 訓練および保護思想の啓発

- (1) 東近江消防本部・団は、文化財について防火訓練または図上訓練を随時実施する。
- (2) 文化財保護強調週間（滋賀県においては強調月間）、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、町民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。
- (3) 防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立およびその適切な運用を指導する。
- (4) 自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を指導する。

5 防災関係機関との協力

平常時から消防、警察、教育委員会、その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

第4節 農林水産関係対策

[農林振興課]

方針

ため池や農業用調整池の損壊は、下流域に出水等による大きな被害を及ぼすため、これらの農業用施設の耐震点検を推進し、安全性の向上を図る。

現況

平常時から農林業に関する防災面での技術の向上および災害時の被害軽減のための方策について、広報活動を実施している。

計画

1 ため池等農業用施設の安全化

町、土地改良区等は、国庫補助事業や県単独小規模土地改良事業等を活用して、老朽ため池を緊急度の高いものから改修に努める。

第5節 災害ボランティアへの支援

[くらし安全環境課、町社会福祉協議会、県]

方針

災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政とボランティア・NPO等の関係機関、ボランティア活動者が円滑な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を行う。

このため、各種講演会や交流の機会等を通じて町民のボランティア意識の醸成を図るとともに、平常時から、行政と関係団体が共同して災害に備えた活動を行い、また災害発生時には、迅速に支援活動を行うことが出来る体制づくりを進める。

現況

平成17年度より、災害ボランティアに関する研修会を実施しており、町民の防災やボランティア意識の向上に努めている。

また、町社会福祉協議会が中心となって、町内の民生委員・児童委員やボランティア団体の参加を得て、町の防災訓練時に「災害ボランティアセンター」の設置・運営訓練を行なっている。

計画

1 ボランティア活動環境の整備

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政、ボランティア・NPO等の関係機関が連携できるネットワークを構築し、災害ボランティア活動に関する情報を常時発信し、そのための活動拠点の整備を行う必要がある。

このため、町は、県災害ボランティアセンター（事務局滋賀県社会福祉協議会）と協力し、町災害ボランティアセンターの体制づくり、災害ボランティア活動マニュアルの作成、町域での活動体制および資機材等活動環境の整備を行う。

その際、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受入体制の整備を図る。

なお、災害ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、町および社会福祉協議会は、その普及啓発に努める。ボランティア活動保険の加入手続は、原則としてボランティアの派遣元で行う。

2 人材の育成

(1) ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発

的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため、ボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災とボランティア週間」等の機会を捉えて、広く住民への防災意識の高揚を図る。

(2) ボランティア活動をおこなう人材の育成

町は、災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材の育成に努める。

ア 特別な資格を必要としていない一般ボランティアの育成、研修への支援を行う。

イ 専門知識や経験、特定の資格を有する専門ボランティアの登録を促進する。

ウ 災害時に効果的なボランティア活動が展開されるよう、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置するなど、必要な調整や活動システムを組み立てるための災害ボランティアコーディネーターを育成し、研修の実施を支援する。

エ 企業においてボランティア活動が地域貢献のひとつとして捉えられるようその育成に努める。

3 協力体制の構築

町は、県災害ボランティアセンターと協力し、ボランティア・NPO 関係機関・団体等で構成する災害ボランティアセンター運営協議会を設置し、平常時からこれら団体等と連携することにより、災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、発災時の運営を円滑化する。

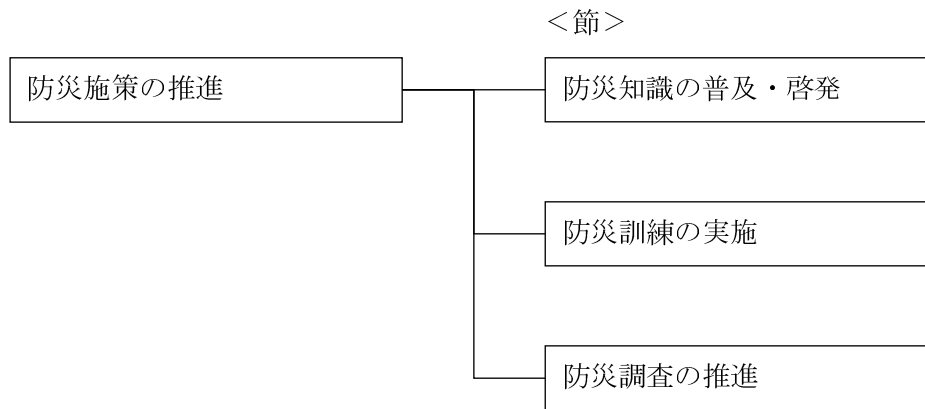
また、周辺市町、県内外の災害ボランティアに関わる団体・グループと平常時から連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入等への備えをしておく。

4 専門ボランティアとの連携体制の構築

町は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。

第8章 防災施策の推進

章の体系



第1節 防災知識の普及・啓発

[各担当課、各防災関係機関]

方針

町および防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、相互協力のもと地域住民や事業所に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に充分配慮するよう努める。

現況

町および防災関係機関は、各担当課署において、必要に応じて防災知識の普及活動を実施しているが、今後、よりの確で詳細な知識の普及に努める必要がある。

計画

1 防災知識の普及・啓発

(1) 町民に対する防災知識の普及・啓発

ア 実施方法

防災知識の普及・啓発は、おおむね次の手段等により地域コミュニティにおける多様な関わりの中で防災に関する教育の普及促進を実施する。

(ア) 広報、回覧文書の配布

(イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布

(ウ) 洪水、土砂災害等の災害事象の特性や避難すべき区域、判断基準、避難に係る情報の伝達方法等を的確にした洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）等の配布

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用

(オ) 防災フェア、講習会、研修会等の開催

(カ) 防災行政無線放送の利用

(キ) 広報車等による巡回

(ク) 社会教育を通じた指導

(ケ) 電子メールやインターネットの活用

(コ) 緊急地震速報の周知

イ 普及すべき内容

(ア) 町防災計画（震災編）等の概要

くらし安全環境課（防災会議事務局）は、災害対策基本法第 42 条第 4 項の規定に基づき、町防災計画（震災編）の要旨や各機関の防災体制等を、広報および町ホームページにより町内各世帯に広報する。

(イ) 地震災害予防の知識

- a 南海トラフのプレート境界型地震、琵琶湖西岸断層帯等の内陸活断層を震源とする地震の発生機構に関する知識
- b 震度情報に関する一般的な知識
- c 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- d 緊急地震速報の利用などによる正確な情報入手の方法
- e 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- f 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- g 各地域における避難場所および避難路等に関する知識
- h 避難生活に関する知識
- i 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、地震
- j 保険、火災保険の加入、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(ウ) 地震発生時の心得

町民が、地震の発生または発生するおそれがある際に、承知しておくべき次の事項の広報に努める。

- a 場所別、状況別の防災判断
- b 出火防止、初期消火の実施
- c 避難する場合の携帯品
- d 避難予定場所と経路
- e 隣近所の助け合い
- f 正確な情報の入手方法
- g 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- h 地震発生後の警戒（規模の大きな地震が連続して発生する可能性等）
- i その他、防災上とるべき行動等に関する事項

(エ) 地震火災に対する出火予防方法（一般家庭および危険物取扱事業所）

a 燃焼器具の対策

（a）石油ストーブ

耐震自動遮断機装置付き以外のものは使用しない。

（b）液体燃料器具

使わない時は、石油タンクの前バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止の

ための固定措置を採る。

(c) LP ガス

使わない時は、LP ガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等で転倒防止のための固定措置を採る。

b 出火危険物の保管対策

次の物品については、転倒・落下・漏洩を防止するため、保管場所等を考慮する。

缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、コンロボンベ、アルコール、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等。

(オ) 正しい情報の受理と伝達

a パニック防止

b 流言、飛語の抑制

(カ) 災害危険箇所

防災マップおよび防災ハンドブックの作成・配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。

a 水防区域

b 急傾斜崩壊危険箇所等

ウ 実施期間

震災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月～9月
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週（毎年）
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季火災予防運動 秋季火災予防運動 山火事予防運動	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災週間 防災の日 救急の日 119番の日	8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 11月9日
ボランティアに関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日	1月15日～21日 1月17日
道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月25日～31日
災害全般に関する事項	国民安全の日	7月1日

(2) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及

ア 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて推進する。

イ 防災関連機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会および施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 学校教育における防災知識の普及

園児・児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や園児・児童・生徒一人一人が、平常時からの備えや「自らの安全は自らで守る」という心構えを持つ必要がある。

このため、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、園児・児童・生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科等の時間または特別活動の時間などを活用し実施するよう努める。

ア 教職員に対する教育

教職員に対しては、研修の機会を通じて防災教育を行うものとし、その内容に次の事項を含むよう努める。

- (ア) 地震に関する基本的事項
- (イ) 地震発生時の緊急行動
- (ウ) 応急処置の方法
- (エ) 教職員の業務分担
- (オ) 園児・児童・生徒の下校（園）時等の安全確保方法
- (カ) 学校（園）に残留する園児・児童・生徒の保護方法

また、県が平成23年度に作成した「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用、防災教室指導者講習会の開催等により防災教育の一層の充実を図る

イ 園児・児童・生徒に対する教育

防災教育の内容は、次の事項を含むよう努める。

- (ア) 地震に関する基本的事項
- (イ) 地震発生時の緊急行動
- (ウ) 応急処置の方法
- (エ) 園児・児童・生徒の下校（園）時等の安全確保方法

(4) 事業所に対する防災知識の普及

ア 防火管理者、危険物取扱者および自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

ウ 企業防災を促進する。企業が災害時に果たすべき役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、

防災体制の整備を実施するなどの防災活動に努める。

(5) 自動車運転者に対する防災知識の普及

町の安全運転管理者および警察は、自動車の運転者に対して、地震発生時または地震の発生が予測される場合の自動車の運行等の措置に関する防災知識を普及する。

ア 方法

交通安全や町の安全運転管理者が主催する講習会のほか、適当な方法で広報する。

イ 内容

(ア) 運転中に地震を覚知した場合は、道路左側に車を寄せて止まり、エンジンを切って様子を見る。

(イ) カーラジオで情報を聞く。

(ウ) 警察官の指示に従う。

(エ) 車を置いて避難する時は、エンジンキーを付けたままとし、ドアロックをしない。

(オ) 避難に際しては、絶対に車を使用しない。

(6) 防災週間の周知徹底

防災知識の普及強化のため、防災週間（毎年8月30日～9月5日）を中心に年間を通じて、次のような防災普及活動を実施する。

ア 各種の防災訓練、防災フェア、展示会等の開催

イ 講演会、研修会、その他の防災教育

ウ ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布

エ 防災フォーラムの開催

オ 標語、作文、図画等の募集

カ 災害危険区域の周知

キ マスメディアによる広報

ク 緊急地震速報の周知

(7) 言い伝えや教訓の継承

町、県、各防災関係機関は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

また、町と住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりするなど、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

(8) 地震保険・共済等の普及啓発、加入促進

家屋等が被災した場合、生活再建に向けた復旧費用が多額にのぼるおそれがあることから、万一被災した場合でも一定の保証が得られるよう、町は、住民に対する地震保険・共済制度の普及啓発および加入促進に努めるものとする。

2 職員に対する防災教育

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているので、あらゆる機会をとらまえ、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

(1) 研修の実施

町職員をはじめ防災関係機関職員に対する防災意識および防災知識の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

(2) 研修のあらし

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。

これらの活動の万全を期すため、次のとおり研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア 新規採用職員防災研修

新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として、次の事項等について防災研修を行う。

(ア) 災害活動の概要

(イ) 防災関係職員としての心構え

(ウ) 役割の分担

(エ) 防災資機材等の取扱方法

イ 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なる場合、または特殊な職務を担当する所属では、所属長は定期的に実技修得演習を実施する。

実施の内容は、担当の応急業務により、実際のケースを想定し、決定する。

ウ その他の研修・講習会

その他必要に応じて研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

(3) 職員初動マニュアルの活用

町関係課は、職員初動マニュアルを活用し、職員に対し、災害時の応急対策業務についての、周知徹底を図る。

3 防災教育・啓発のための基盤整備

県・町は、防災関連図書や啓発用ビデオ等の整備を進め、地域への貸出しサービスの実施等、防災教育や啓発のための基盤整備に努める。

第2節 防災訓練の実施

[くらし安全環境課、東近江消防本部、各担当課]

方針

町および防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化および町民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。

現況

東近江消防本部管内で防災訓練を実施しており、本町では、こうした訓練に参加している。

計画

1 総合防災訓練

町は、原則として毎年1回、要配慮者も含めた地域住民、事業所等と一体となった総合防災訓練を実施する。

防災会議の機能を活用し、災害発生における業務に関する総合的な訓練を行うことで町防災計画を周知徹底し、その適宜検討の効果を期待し、また防災体制の基礎の確立を図る。

(1) 参加機関

町、県、東近江消防本部、消防団、自主防災組織、自警団、女性防火クラブ、女性消防隊、小・中学校、高等学校、幼稚園、保育園、警察署、診療所、愛知郡広域行政組合、湖東広域衛生管理組合、防災関係機関、民間協力団体等

(2) 訓練内容

非常召集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、応急救護訓練、救出救護訓練、道路警戒訓練、救助物資輸送配布訓練、応急給水訓練、炊出訓練、夜間訓練、火災防御訓練、防災資機材取扱訓練、電力設備応急復旧訓練、電話回線設備応急復旧訓練、ガス設備応急復旧訓練等

2 職員非常召集訓練

職員の非常召集訓練を実施する。

訓練は、勤務時間内外の様々な条件を設定して行う。

3 地震時初動体制訓練

地震発生は突発性という性格を有し、また地震火災は同時多発する可能性があるので、そのための緊急活動開始訓練を行う。

4 情報収集伝達訓練

町および関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。さらに、要配慮者に対する情報伝達や避難支援等の訓練を行う。

5 避難救助訓練

町および防災関係機関は、避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防御活動と併せて、または単独で避難救助訓練を実施する。

6 消防訓練・水防訓練

東近江消防本部・団は、「消防計画」に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、通信連絡、非常召集、消火、救助、救急等の消防に関する単独訓練を実施するほか、必要に応じて大火災や林野火災を想定し、「消防相互応援協定」に基づく隣接市町等との合同訓練を実施する。

また、水防法の規定により、消防団員による水防作業の習熟、および非常時における水防事務の円滑な実施のため、毎年1回、水防訓練を実施する。

7 地域防災訓練

自主防災組織、自治会、事業所等は、それぞれ地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を東近江消防本部・団、町、警察署等の協力のもとに実施する。

なお、訓練内容は、前記1総合防災訓練の(2)に準ずるものとする。

8 小、中学校および高等学校等の防災訓練

小学校、中学校および高等学校等の各教育施設において、年1回以上訓練を行う。

- (1) 災害に際して、落ち着いて速やかに行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

9 社会福祉施設、診療所等の防災訓練

施設利用者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関は、これらの訓練に協力・指導する。

(1) 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

10 防災機関の訓練

防災関係機関は、それぞれの計画に基づいて応急対策を実施するために必要な訓練を実地あるいは図上により、単独もしくは他の機関と合同して実施する。

11 訓練内容の計画

参加者が、積極的に取り組んでいただけるようなオリジナルな訓練を毎年企画し、訓練への参加意欲を高めるよう努めていく。

第3節 防災調査の推進

[くらし安全環境課、各担当課、各防災関係機関]

方針

災害の予防対策をはじめ応急・復旧対策等の防災対策をより実践・効果的なものとするために、町域に関する災害の危険性を調査把握するとともに、広く災害および防災に関する情報を収集するなど、防災調査・研究の推進を図る。

現況

本町では、平素から各関係課等において災害および防災に関する情報収集等を行うとともに、防災アセスメントや地区別防災カルテの作成等を行い、町域の地震災害危険性等の把握を通じて、町防災計画の充実に努めている。

今後は、これらの資料を防災活動および対策に具体的に活用する方法を、それぞれの担当課で検討する必要がある。

計画

1 町域の災害危険箇所調査

町は、防災関係機関、地域住民、その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予測される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

(1) 事前調査

総務課は、関係各課長、各班および防災関係機関に資料を提供するとともに、危険箇所調書の提出を求めて集約検討し、危険箇所の把握をする。

＊ 災害危険箇所調書および同記入要領【資料編参照】

(2) 防災パトロール

町担当課は、事前調査により集約検討した危険箇所の合同防災パトロールを行い、その実態を把握する。

(3) 対策会議

町は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策ならびに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民、関係機関に周知する。

2 その他の防災調査・研究

(1) 防災関係機関との情報交換

町は、国、県、他の市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共

的団体、その他防災上重要な施設における町防災計画にかかわる情報については連絡を密にし、町防災計画や関係する調査研究の情報交換をするよう努める。

(2) 防災に関する刊行物の収集・整理

防災に関する学術および一般刊行物の収集・整理に努める。

(3) 防災関係資料の収集・保存

本町における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして整理・保存に努める。

(4) 調査研究等

ア 本町の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、防災アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10年間ごとに見直しを行う。

ウ 技術進歩のめざましい情報通信分野の新技术を、防災行政への積極的な活用を図る。

エ 防災意識調査

住民等の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。